

平成28年12月14日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)			
出席議員 (10名)	1番 向井 正	2番 吉田 豊	3番 田中 静雄
	4番 碓 勝征	5番 漆原 悦子	6番 井上 正宣
	7番 吉富 隆	8番 大川 隆城	9番 原田 希
	10番 寺崎 太彦		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教 育 長 矢動丸 壽 之	
	会 計 管 理 者 岡 義 行	総 務 課 長 江 崎 文 男	
	ま・ひと・しごと創生課長 北 村 玲	財 政 課 長 高 島 浩 介	
	建 設 課 長 白 濱 博 己	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	
	住 民 課 長 福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘	
	税 務 課 長 坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳	
	生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成28年12月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
9	8番 大川隆城	1. 町内公共施設の管理について 2. これまで質問した項目のその後の進捗状況はどうか 3. 町長として三期目への立候補について

日程第2 議案審議

議案第53号 上峰町空家等の適正管理に関する条例

日程第3 議案第54号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第55号 上峰町税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第56号 上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第57号 上峰町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第58号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第59号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）

日程第9 議案第60号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第61号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第12 議案第62号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま武廣町長から12月9日の町長の行政報告の一部を訂正したいとの申し出がありました。

発言の申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、町長の行政報告の中の総務課の部分を読み上げまして、訂正にかえさせていただきたいと思えます。

総 務 課

総務課関係では、11月3日（文化の日）町民センターホールにおきまして、自治功労表彰式を挙行いたしました。今年度は、功労表彰1名及び善行表彰3名が受賞されました。町議会議員の皆様を初め多数の御来賓に御臨席賜り、まことにありがとうございました。受賞された皆様の今後とも活躍を御祈念申し上げます。

交通安全関係では、9月の1日～8日までの新学期登校時に、交通安全指導員の皆様方とともに交差点における街頭指導を行いました。また、町庁舎東側県道で30日に行われました秋の交通安全街頭キャンペーンにも参加させました。11月30日には町交通安全協会主催での安全運転啓蒙活動が町民センター内で実施していただきました。同17日に各種情報に基づき町内の危険と思われる箇所の点検を、関係者に集まっていただき、現地踏査していただきました。

消防関係では、11月6日に上米多地区内におきまして、防火訓練を実施いたしました。訓練に当たりまして御協力くださいました西消防署を初め、地元上米多地区の区長及び住民各位の皆様の御協力に感謝申し上げます。

職員研修では、9月29日及び11月26日の新任係長研修、10月17日及び11月16日のキャリアアップ研修、11月10日～11日の新任課長研修に、参加いたしました。

以上でございます。

まことに失礼いたしました。

○議長（寺崎太彦君）

武廣町長からの発言の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。武廣町長からの発言の訂正は許可することに決定いたしました。次に進みます。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、8番大川隆城君の一般質問からお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

きょうは、質問事項2番目の②ペインティングの件の執行部の答弁からです。お願いします。

○議長（寺崎太彦君）

質問要旨2、目達原駐屯地外壁へのペインティングの件について答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。8番大川議員の質問事項2、これまで質問した項目のその後の進捗状況はどうかの要旨2、目達原駐屯地外壁へのペインティングの件についてお答えをいたします。

お手元に資料をお届けしております。資料は、上峰町地域づくり事業補助金申請一覧表になります。

御質問いただきました目達原駐屯地外壁へのペインティングにつきましては、団体より、この補助金を活用して取り組みたいとの話がありました。しかし、現時点では申請に至っていらっしゃいません。中学校にもペインティングの話をしています。上峰町地域づくり事業補助金を活用し、この団体とともに地域の皆さんと一緒に取り組んで、地域を活性化していただきたいと考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

おはようございます。早速質問させていただきます。

ただいま課長から答弁いただきましたが、この件につきましては、前回、平成27年12月議会の折に、同じく吉田局長から、郷土愛の醸成は重要な取り組みであり、心に残り、そして何より形として残る取り組みとして、ぜひとも取り組みたい案件であります。それと同時に、ぜひいろんなところで相談をしていきたいという答弁をいただいておりますが、私がおそのときの質問した気持ちといたしましては、小学生、中学生の教育的観点からの一環としてそういうことを実施されたらどうかということで申し上げたつもりでありましたけれども、ただいまの答弁の中では、この資料をいただいておりますが、地域づくり事業にのせてというような形で答弁いただいたと思いますけれども、どういうふうでそういうふうになったか、その経過をちょっと教えてください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

経過につきましては、いろんな団体と協議をしてというところのことになるかと思いますが、保育園、幼稚園のほうとも一緒になって協議を進めたときにそういう御提案があったということでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、この地域づくり事業というのも、今ここにもらっている資料には7つの申請があったということで上がっておりますけれども、この関係については、地域づくり事業ではやるけれども、所管としては教育委員会所管で進められるものか、それとも以前ちょっと漏れ聞いたところでは、創生室との関係もあるというふうな話も聞きましたけど、今後はどちらで、どういうふうに進めていけますか。それと同時に、申請がされなかったらそのまましないということか、それとも、また別の形を考えられるのか。これも1年たっています。私は、最初は早速ぜひというふうな発言もありましたものですから、ことしの夏休みあたりに利用して取り組まれるものだろうと、中間では教育長から隊員のほうの関係はどうかという確認もされました。私は許可をもらっていますよと、だから早速お出かけくださいということも申し上げた経緯があります。しかし、何も無い。

だから、教育長も当然、同じ気持ちであられると思いますから、ぜひ協力できる分は十分協力をしたいという気持ちでございましたが、1年間、何もあっていません。ですから、何でかなという気持ちがあるわけですが、今、お尋ねしたことについて、今後はどういうふうにされるものか、お願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回、この補助事業がございますということで、団体のほうには御案内をしております。また、創生室のほうからも御案内をさせていただいているところです。

事業ができなかった理由について、直接、なぜできなかったということについては、まだ確認はしておりませんが、現時点では申請があっていないということでございます。引き続き、この事業がございますので、活用していただきたいということで団体のほうには御案内をしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

確かに、この地域づくり事業にのせれば補助金等も出されるということはわかりますよ。ただ、これを申請されるのを待ってとくちゅうて、もう1年間過ぎているわけでしょう。私は、教育的観点からということで、さっきも言いましたように、これまでお尋ねをしてまいりました。そして、例えば、小学生、中学生あたりにさせるとしても、この地域づくり事業関係で申請しない限りはできないような話を今されよっでしょうが。そういうことじゃなくて、とにかく何遍も言いますが、教育的観点から子供たちにぜひ郷土愛の、先ほども言いましたようなことでの取り組みとしてされるものと思っておりますが、それじゃできないわけですか。いかがでしょう。

それで、これはいつも局長からばかり答弁いただいておりますが、教育長からも答弁いただきたい。

○教育長（矢動丸壽之君）

おはようございます。ただいま大川議員からペインティングの話をしていただきました。私は大川議員と気持ちは全く同じでございます。ただ、私はこの地域づくり事業、こういうものを御利用いただきまして、そして皆さん方のそういう市民といいましょうか、町民の皆さん方の発露といえますか、そういうふうにしていきたいというお気持ちを大事に、そして、私ども行政のほうから、これせんですか、こうですかというふうなものよりも、その地域の皆さん方が並んでいただくということで御案内をしているわけでございます。そこに、じゃ言うたけん、それでそのままということじゃありません。どうですかということで、局長が言っているところでございますので、大川議員が言われている気持ちは、私どもはしっかりと受けとめて、こういうのができればというふうな気持ちは持っているわけでございます。ただ、その申請をしていただくようにという気持ちで待っているところでございます。中学校につきましても同じであります。

それぞれの事情もあられるんじゃないかと、それを一方的に、さあせんですかということではなくて、どうぞお願いしますということをしているわけですから、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、もう一遍お尋ねですけれども、申請があるまで待たんといかんわけでしょうか、それとも積極的に働きかけをしてということとはできないものでしょうか。その辺いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの積極的というところのことでお答えいたします。

積極的に、このお願いといいましょうか、地域づくりのほうに申請書を出されませんかという、そういう意味合い、これも積極的だと思っています。ただ、それをせんですか、せんですかというようなことではなく、お声をかけさせていただいて、そして、その団体の皆さん方から、よしやろうというお気持ちになる、そういうところが私はこういう地域づくりのところでは一番大事だろうと思っています。だから、積極的というものは、向こうの相手様方の気持ちを動かすことについての積極的であれば、それは今後ともやろうと思っています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

前回の答弁の中では、子供たちの中にはとっても絵が上手な子供たち、美術部あたりが上手な子供がいると。だから、その子供たちの大きなキャンバスに絵を描くというのはなかなかある機会じゃないもんだから、それはいいことだという捉え方をされて、さっき言ったように、ぜひとも取り組みたいという意思表示をされた。そうすると、今は地域づくりのと

おっしゃる。確かにそれが必要だろうと思います。ただ、子供たちにこういうことだけどうかというようなことですね、例えば、アンケートなりなんなりというふうなことをされたかどうか。その辺ちょっとお伺いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまのアンケートというお話がありましたが、アンケートはしておりませんが、学校長とはたびたび会ったところで、ペインティングの話はさせていただいておきまして、その学校の御事情もあられるということで、現在にきているわけで、申請にまだ至っていない。学校長もその気持ちは持っていていただいておりますので、それで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかく、今のところは水かけ論的な話になってしまっておりますけれども、時間的には1年過ぎております。これも十分なる協議がされて御理解をいただいた上じゃなからんとできないだろうということは重々わかっておりますけれども、余りにも時間がかかり過ぎるんじゃないかという気がしてなりません。ですから、今年度もあと二、三カ月残すのみとなつてまいりましたけれども、でき得るならば、今年度中にでもその辺の話を十分詰めていただいて、新年度になつたらぜひ実施をできるように進めてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの、ぜひ前に進むよという御提案でございました。私どももこのペインティングについて——私どもというか、私は非常にいいことであるというふうに思っておるんです。町の活性化、そして環境の美化にもなる、そして子供たちのそういう技能を、どのくらいもつかかわりませんが、半永久的に残るということで、子供たちには町への愛着心も持っていていただけるという気持ちを持っております。ただ、それをするには、やはりその団体、その所属の皆さんたちのお気持ちがそこになっていただくということでありますので、それで来年から即という、これは学校の事情もありますので、そういうことを十分検討させていただきながら、少しでも進歩するように、大川議員さんのお気持ちも大事にさせていただきながら取り組ませていただくということで、私の回答とさせていただきます。

以上です。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

次へ進みます。

質問要旨3、国際交流事業への参加啓蒙の件につきまして答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、私のほうからは、要旨3、国際交流事業への参加啓蒙の件について答弁いた

したいと思えます。

議員のほうから資料の要求がございましたので、このことに関する資料を提出しておりますので、それをごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

6月議会の折に、議員のほうから国際交流事業の周知が足りないんじゃないかという御指摘もございまして、それを契機に、私のほうで点検をいたしました。確かに、創生室の前のカウンターあたりとか、あるいは町民センター、幾らかはチラシとかリーフレットを置いておりましたが、種類も限られておったことや、また、あっても部数が少ないなど、そういった状況でございましたので、県の国際交流協会のほうにあらかた、各種のチラシ等々送っていただくようお願いをしまして、今現在は創生室のカウンター、それから町民センターの玄関付近に設置をしているところでございます。

また、本町と驪州市との交流事業につきましても、8月に韓国へ渡航された上峰中学校生徒の体験レポートを広報紙の10月号で取り上げておりまして、こうしたことも国際交流事業への参加啓蒙につながるものというふうに考えております。

それから、チラシを置くということだけではなくて、創生室の職員自身もこうした国際交流事業に対する住民さんからの御相談、お問い合わせがあった場合には、概要の説明であるとか、あるいは関係機関の御案内であるとか、そういったものができるように、ふだんから視野を広く、そしてアンテナを高くするように努めていきたいというふうに、このように考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま室長から答弁いただきました。この資料をいただいて、今言う創生室のカウンターのところにすぐにお邪魔したら、今、ここに5部、5種類のパンフレットが設置されておりました。ただ、残念ながら、カウンターの上にばらっと広げて、ほかのパンフレットとも一緒にしてあるものですから、それから探さんといかんというふうな格好で、なかなか見つけにくいということもありますですね。ですから、私が思うには、先ほど言われたように、当然、創生室のカウンター付近はもちろんですが、役場の正面玄関入り口の周辺、あるいは町民センターの入り口周辺に、俗に言う斜めにすぐ見られるような棚といいますか、ああいうやつを設置するなりしてもらえれば見やすいし、意外と早く気づかれるんじゃないかということ。それと、もう一つ言いますと、この海外研修関係については、当然、期間が長い短いございます。長いのでいえば、約2カ月、それと海外協力隊は2年間という期間での派遣ということもありますし、あとは青年の船なり、青年の翼なりと色々な事業があるわけですが、それぞれ期間があります。それと同時に、実施時期も少しばらついた感じでされておりますし、今度は費用の面もでございます。そういうことがあるものですから、希望される方ができるだけ早くその情報をキャッチできるようにしてもらいたい。そのためには、さっき

言った正面玄関あたりにはボード設置なりをして、いつごろにはこれがありますよというふうにコーナー的なことを設置して掲上してもらえればいいんじゃないかというふうに思います。

それと同時に、今度はいろんな勤め先との参加機関の調整、あるいはさっき言った費用関係の調整もあるものですから、本当にできるだけ早く情報提供をしてもらえればと思うわけです。ですから、できるならば、1年の半期半期ぐらいにまとめて、いつごろはこういうのがあります、こういうのがありますというのを掲示するなりして情報提供してもらえれば、希望されている人は早くにその情報をキャッチして取り組まれるんじゃないかと思うわけですが、いかがでございましょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

確かに、国際交流関係に限らず、各種さまざまなチラシ、リーフレットございますので、そういったものをなるべく見やすくする必要はあるというふうに私も思いますので、玄関付近の棚をつくるとか、ボードをつくるとか、そういったことにつきましては、また担当する所属があると思いますので、そちらとも協議等しながら、よりわかりやすい設置に努めていきたいというふうに考えております。

それから、各種さまざまな国際交流関係の事業の御案内が役場のほうに参ります。私ども、なるべく早く広報紙とかホームページに掲載をするように努めたいと思いますし、確かに議員がおっしゃるように、年間で大体この時期にこういったものの募集があるとか、そういった一覧表というのは確かにあれば便利だというふうに思いますし、以前、国際交流協会のほうにも聞いたことがあります。もし、そういったまとまった資料があれば、例えば広報紙で一回特集を組むとか、そういったことも含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、答弁いただきましたように、ホームページとか、今度はタウンチャンネルあたりでも当然情報発信できると思いますから、お願いをしたいと思います。

とにかく前回も申し上げたと思いますけど、町内にもこういういろんな青年海外派遣関係の事業に参加された方が結構いらっしゃいます。それに加えて、希望されている方もおられることは間違いないと思います。それと同時に、ことし採用された町職員の中にも海外協力隊で実際に2年間行かれた方もいらっしゃいます。そういうふうな方々からも、さっき室長言われるように、こういうのがあるからというふうなPRといえますか、そういうこともしていただきながら、とにかくこの前の中学生の子ども議会のおきも、韓国との交流もいいけれども、英語圏との交流も考えてもらえないかというふうな意見も出ておったと思います。そういうふうな意味合いから、とにかく世界中にいろんなことで認識を深める意味もあって、

百聞は一見にしかずでありますから、そういう経験を若いうちにさせることは大変いいことだと思いますので、今後ともいろいろと工夫をしていただきながら、努力を重ねていただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

次へ進みます。

質問要旨4、町木・椿の植栽5ヶ年計画の件につきまして答弁を求めます。

○産業課長（小野清人君）

皆さんおはようございます。私のほうから、大川議員からの要旨の4、町木・椿の植栽5ヶ年計画の件という御質問に回答差し上げます。

平成27年12月議会において、大川議員からツバキの植栽計画はどうかと進捗はという質問に対し、さが緑の基金を利用して25地区を5カ年で10本、植栽の協力をお願いしていきますと回答しておりました。

ことし4月の区長例会で、緑の基金の趣旨等を説明し、協力を求めておりましたが、今年度は御希望がありませんでした。来年度につきましても、同じように各区に協力を求めてまいります。

ということで、資料を要求されておりましたが、資料については、平成27年度は都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団という団体が、古墳公園にツバキを20本植栽されております。28年度は、先ほど申し上げましたとおりに、実績はございません。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、答弁いただいた中で、4月の区長例会でお願いをしたけれども、希望がなかったというふうな答弁がありました。これはきちんとそういう町の計画として1年に5カ所、そして1地区10本ずつ、そして5カ年計画でやっていきますというふうに計画すると言いつられた。ならば、やはり希望される——先ほどの話じゃないけれども、希望されるされないを待つじゃなく、ぜひお願いしますということをしていくことができるんじゃないかと思うわけですよね。そして、ツバキが町木であるということを全町民の皆さんに再認識していただくと同時に、そのツバキからとれる実ですね、かちやいしから油を絞って、ツバキ油が今、商工会のほうでされておるのが町の特産品という位置づけにもなっておる。そして、納税の返礼品としても活用されているというふうに2つ、3つの効果が出てくるもんだから、ぜひそういうことでやってほしいということなんですよ。

ですから、もちろん御理解をいただかんといかんわけですけども、町の計画として5カ年計画というのを示されたわけでしょう。なら、ぜひそれを実行できるように進めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○産業課長（小野清人君）

議員のおっしゃる趣旨はよくわかります。ということで、私は4月から今の産業課に座っておるわけですが、いきなりの区長例会でそういったことを説明しなければなりません。私が調査をしたところ、各区にお願いをするということであれば、多分公民館だろうということで調査をいたしました。調査をした結果、ツバキの木がないところが11カ所ございました。あったところが、7カ所ございました。今、はやりなんでしょう、敷地を全て舗装されている箇所が5カ所ございました。その舗装した公民館については、植えることは不可能だろうというふうに考えております。ことは、区長例会のほうで私が説明をいたしました。追加の個別に、区長にどうでしょうかということは申し上げませんでした。

ということで、来年度は、私がお近づきできる——できない区長さんはいませんが、お話をできる区長さんから、特に私の地元もございませんでしたので、ぜひ私の地元の区長にまずお願いをして、できるところから随時、5カ年と申し上げておりましたが、何年かかるかわかりませんが、今申し上げました、なかった11区については、早急にお話をしていきたいというふうに思っておりますので、大川議員の地元でもございますので、御協力をよろしくお願いしておきます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、答弁いただきましたけれども、小野課長が産業課においでになる前、創生室長の時代にも、この関係でやりとりした経緯がありますけれども、そのときも緑の基金等の助成があるので、それらを利用して産業課と協議をしながら進めてまいりたいという答弁もいただいておりますので、そういう気持ちがあるということは十分わかります。ですから、先ほど言いましたように、それぞれの地区の事情もありましようけれども、ぜひ進めてもらいたいと思います。

それと、先ほどあった公民館敷地が植栽されない状況にあるとするならば、じゃ、その区内でどこかかわりに植栽可能な場所があれば、そこにでもしてもらえるようなことで進めてもらえればと思いますので、どうぞよろしく願いをしておきます。

それと加えて、前回から各地区のこともそうでありますけれども、この庁舎周辺、ツバキが町木でありますよというのを、皆さんに再認識してもらうためには、やはりこの庁舎周辺にも植栽するのがよくはないかということでのお尋ねもしておりましたし、今度は鎮西山の植栽もどうかということでお尋ねをしておりましたけれども、その辺についての検討は十分されているかと思いますが、いかがでしょうか。

○産業課長（小野清人君）

大川議員とはツバキの件で、私が創生室におった時分から鎮西山に植えてはどうかという御意見をいただいております。そのときもお答えを申し上げたと思いますが、鎮西山には

十分植わっているというふうなことで私は答えたと思っております。また、庁舎周りにつきましても、議員の御指摘としては、北側のところに植えてはどうかということでございましたが、現在、庁舎の所管課とはまだ協議はしておりません。南側——済みません、南側じゃないかなですね。東側の県道べたには植わっているのかというふうなことで思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま鎮西山には既にツバキが植わっているのということでありましたが、見てください。本数は減っていますよ。五万ヶ池の斜面のところ、キャンプ場の手前、あれが長年放ったらかして、雑草が私の背丈以上ぐらいなるまでなっとった。そうすると、あれを伐採して、初めてそこにツバキの木があるということはわかったけれども、本数は最初の植栽されたときから見れば、うんと少ないはずですよ。今度はこっちの広場。広場のところも、3段ぐらい乱切りしたようになっていますが、あそこにもツバキあります。10本か幾らか程度ですよ。ですから、以前は計画的にツバキ道路やったかな、何か決められて植栽されとったと思うけれども、数は全然、本数的には減ってしまっている。ですから、再度、その補充の意味でも植栽をしたらどうかという話をしているわけです。そうすれば、雑草も生えにくくなりますよ。あそこの、早く言えば、手入れをちゃんとしていなかったからそうなったということなんですよ。管理をしていなかったからそうなったということですよ。ですから、やはり今、鎮西山は桜の名所としての名前は結構売れております。それに加えて、五万ヶ池の向こう岸、東に斜面のところにはツバキがあるのに、もう少し植栽をふやしてするならば、今度はあの一帯はツバキの花の見どころになるはずなんですよ。そういうふうにしてやっていきましょうよという話なんです。

そして、先ほどあったように緑の基金、利用するならば、あの鎮西山の植え込みにしたって、量できると思うわけですよ。ですから、今ありますよじゃなくて、もっと桜の名所、あるいはツバキの名所と言われるようにすれば、それこそ、あちこちからおいでになる人もふえるんじゃないかというふうなこと。そしてもう一遍言いますが、そのツバキからとれる実から油を絞れば、ツバキ油の本数的にもたくさんできて活用ができる、そういう効果もあるから、したらどうかということなんです。いかがですか。

○産業課長（小野清人君）

大川議員の趣旨については、よく理解いたしました。私の所管としては、緑の基金になりますが、所管である創生室とも協議をしていながら、緑の基金を利用してできる部分についてはやっていきたいというふうに考えております。

また、毎年、これも所管は生涯学習課になるんですが、成人式でソメイヨシノを、緑の基金を利用して植えておられます。その点も、いつぞやも回答したと思いますが、鎮西山の桜がもう古くなっているということでございますので、その植えかえ等にもソメイヨシノを

使うと、あわせて、そのときにツバキの木を植えたらどうかというふうなことを今、私は思っております。これについても担当課との協議が必要になりますので、この辺で御勘弁願いたいと思います。

以上です。（「ぜひよろしくをお願いします。じゃ、次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨5、小学校校舎トイレ改修の件について答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

8番大川議員の質問事項2、これまで質問した項目のその後の進捗状況はどうか、要旨5、小学校校舎トイレ改修の件についてお答えをいたします。

まず、資料につきましては、その後の進捗ということでございましたので、議員と相談の上、今回、資料については提出をしておりませんので、よろしくお願いします。

その後の進捗状況はどうかということでございますが、トイレの洋式化について、平成29年度にまず小学校1年生のトイレから取り組みたいと考えています。工事は夏休みになりますので、年度当初に設計を委託し、進めていきたいと考えています。

現在、小学校にはトイレが70台あります。そのうち、洋便器が22台でございます。これを28台にし、洋式化率は40%にしていきたいと考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

前回、この関係で質問したときに、新1年生が泣いていますよということを申し上げました。ですから、今度また来年の新1年生がぜひそういうことがないようにしてほしいということで、この件を取り上げてお願いしているわけであります。

先ほどは夏ですかね、来年の夏休みをめぐるといことでありますので、それはやむを得ないというふうに受けとめております。

そこで、これはことしの11月11日、佐賀新聞の報道でありますけれども、こういう記事が出ておりました。「学校のトイレ洋式4割」という記事の中で、これは「家庭では洋式が主流で、子どもから、和式は使いづらいとの声が出ているにもかかわらず、改修が進んでいない。」また、「学校は災害時の避難場所としての役割も期待されており、改善が求められそうだ。」と。これは文科省のほうでことしの4月1日時点で調査をされたということで載っておりますが、その中で、佐賀県全体で見ると、洋式化率は37.1%だというふうに載っております。それと、今度は文科省はトイレについては校舎改修に合わせてトイレ環境の改善を図ってほしい、洋式化を進めてほしいということで出ておるわけであります。

というと、この4月1日時点でそういうことが調査されて、こういうことを文科省から各学校関係、教育委員会もそうでありましようが、連絡はあったと思うわけですね。そ

して、その後に私が前回質問した折には、教育長は和式トイレになれてもらうようお願いをしたいという答弁をされましたけれども、文科省からこういうふうな指示といたしますか、要請があっておりながら、和式をとということで答弁されたのかなという感じがしたわけですが、そして、今度はこれはインターネットのほうから引っ張ってきた資料なんでありまして、その調査時点で、上峰町としては今後の方針、トイレ整備に対する教育委員会の方針、これは新築、改築の場合の方針という限定といたしますか、が書いてありますけど、おおむね洋便器、洋式化90%以上を目指すというふうなことを示されております。という中で、和式便所をとというふうなことで、教育長、前回答弁されましたが、そこはどのようなことだったのかなと思って、ちょっと解せないところがあるもんでから、教育長からその辺ちょっと答弁いただきたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの調査の関係ということでお答えいたします。

確かに、大川議員から言われましたように、新築、改築をする場合の方針ということでございました。それで、そういうときには校舎、洋式化をしていきたいと思います、9割ぐらいを新築、あるいは大規模に改修するときにはこういきたいと思いますということで書いておまして、今現在のところ、そういうことをしていませんでしたので、今、局長が申しましたように、40%台を目指しているという。それで、その当時は和式になれていただくということも大事だということで答えさせていただいたところでございます。

これは改修のときだというふうに認識していたということで御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、先ほど吉田局長から、まずは1年生の使用するトイレから、29年度の夏休みをめで改修していくということで答弁いただきましたが、当然、先々はどこでも各学年全部、そういうふうにしていくことが必要だと思いますが、来年以降のほかの学年のトイレについては、年次計画等々が考えられているかどうか、もし考えられているとすると、どの辺からどうかということがお示しできるならばお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員の次年度以降の計画ということでお答えをいたします。

洋式化にするときに、実は鉄筋コンクリートの校舎でございまして、排水管も当時からのものを使っておりまして、中の排水管も腐食したり、悪くなってたまっていたり、排水が悪かったりというのがわかっております。洋式化するときに、全て排水管からやり直さなくてはならないということが確認をしております、1台、洋式化するのに大体1,000千円を見込んでおります。これを一般会計単独でというのは厳しいと思っております、補助事業等

について、今調査をしながら、防衛のほうとかと相談をするように準備をしております。その辺、補助金を活用しながらということ、今後、年次計画も立てていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

当然ながら、補助事業にのせてやるというのが前提条件でありますから、その検討をされることは当然のことと思います。ここで、文科省としてはトイレ改修とか、校舎改修関係については3分の1の補助がありますよというのが提示されておりますが、これはやはり補助率がいいほうを選ぶこと、それはまた当然のことですから、十分検討してもらいたいと思います。

ところで、これまで同僚議員のほうからもトイレ、あるいはそのほかの関係の排水関係が悪いと、漏水しているよというふうな話もあっておりましたが、その辺については改修ができたものかどうか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御質問の排水の件です。トイレの排水のことと存じております。状態といたしましては、便器から下に流れていって、大きな排水につなぐところの一番下のところが腐食をしております、そこから下のところに流れ込んだり、それから腐食したことによって内容物がたまって、そのまま排水不良で逆流して上から漏れたりとか、排水不良になったという事案でございました。それぞれ、その場所を開きまして、修繕をしたり、内容物を取り除いて排水を確保したりというふうに応急的に修繕をしております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

既に修理、改修ができておるということでありますので、安心いたしました。

とにかく、子供は国の宝、町の宝ということをお皆さん十分わかっていらっしゃる。そうすると、やはりその子供たちがより健全に成長してもらうためには、必要な施設整備も当然考えていかななくてはならない。そして、この時代の変化とともに生活環境も変わってきております。ですから、それに合わせていかななくてはならない部分もあるわけですから、このトイレがまさにそのとおりだと思います。ですから、ぜひできるだけ早く全部が洋式化できるように、今後とも鋭意努力をいただきたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

続きまして、質問要旨6、タウンプロモーション事業、マスコットキャラクター制定の件について、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の6、タウンプロモーション事業、マスコットキャラクター制定の件で

答弁をいたしたいと思います。

本件につきましては、大川議員より6月議会におきまして御質問ございまして、私のほうからは、タウンプロモーション事業の関係者や専門家を集めた会議におきまして検討する旨答弁をいたしておりました。その会議のメンバーと、それからこれまでの会議の開催状況について資料を提出しておりますので、そちらもあわせてごらんいただければと思います。

その資料のとおり、ふるさと振興会議と称する会議をこれまでおおよそ月に1度の頻度で開催をいたしておきまして、マスコットキャラクターにつきましても検討を行っております。ただ、メンバーの中から、米多浮立の天衝ですとか、鎮西八郎などのアイデアといたしましうか、御意見もありましたが、なかなか全体として、これで行こうというところまで意見がまとまりませんでした。ただ、何らか上峰町の特産品や観光資源等をPRするためには、また、今後ふるさと納税から地域商社的な活動へ発展をさせる際には、キャラクターやマークのようなものが必要ということでは意見が一致しておりますけれども、他の自治体でもつくっている、いわゆるゆるキャラのようなものですと、大変数多く出ておりますので、埋没してしまうのではかという、そういった御指摘もいただいているところでございます。

ですから、つくるとしても、きちんとそれが上峰町のものとして識別できるようなものが必要になると、基本的にはそのように認識をしております。

いずれにしても、まずターゲットとなる町外の方々が上峰町についてどのように認知をしているかというのを知らずには、なかなか最適な設定ができないのではないかという判断がございまして、こうしたことから、まずは久留米市や福岡市からのモニターツアーの受け入れや、豪華客船「にっぽん丸」でのPR事業を実施しまして、その関係者から聞き取りを行ったり、あるいは、さらには今月から来月末にかけて、福岡都市圏、久留米市、そして佐賀市の在住者を対象にインターネット調査やグループインタビューを実施することとしておきまして、その調査結果の分析に基づき、最適な設定を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

時間がないから、ちょっと急ぎます。大体この資料をいただいて、また行政報告にもありましたように、タウンプロモーションに関係した事業として、いろいろ取り組んでおられるのは十分わかっております。そうすると、天神イムズでの皿の上の九州から始まって、にっぽん丸、それから横浜レンガ倉庫での大感謝祭等々が実施されておりますけれども、これらについては、ことし1年限りじゃなくて、今後も継続的にされるものかどうかをまずお聞きしたい。

それと、ことし、こういう事業をやられた、室長がよく言われる費用対効果、どれほどのものがあつたというふうに思われているか、その辺ちょっと参考までにお聞かせ願いたい。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

こうした事業を来年度以降、どういうふうに進めていくかということにつきまして、私も課題意識を持っております。それで、他の議員さんからも同様の御質問、観光振興のところで御質問ございましたが、こうした観光だけではなくて、それから情報発信ですとか、あるいは特産品づくりのような農業振興、そういったものを一体的に組み合わせて取り組むことが本町の場合、重要ではないかというふうに考えております。

それで、どちらかという、行政が中心になるよりも、今こうしてさまざまな民間事業者の方もお集まりいただいておりますので、こうした方々を中心に、あとまた意欲的に取り組んでいこうというふうな事業者があられましたら、そういった方を集めて、何らか民間主導の体制というものがつくられないかということは考えておまして、来年度に向けて検討をやっていききたいというふうに思っております。

それから、費用対効果の部分でございますけれども、今回のタウンプロモーション事業については、その背景といたしまして、世の中のさまざまな市場のデータですとか、ふるさと納税のデータを分析して、最適な活動に生かしていこうということでございますので、そういう意味では、ふるさと納税の一つは寄附金のほうに効果としてあらわれているのではないかと考えております。それから、ふるさと納税だけじゃなくて、今後、そのほかの物販ですとか、あるいは観光客の誘致とか、その辺につきましては今後の課題かなというふうには思っておりますが、現状では以上のおりでございます。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

済みません、時間で終わりです。

これで8番大川隆城議員の一般質問を終了いたします。

日程第2 議案第53号

○議長（寺崎太彦君）

日程第2．議案審議。

議案第53号 上峰町空家等の適正管理に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（吉田 豊君）

この条例の第2条、空家の定義ですが、町内に所在する建物その他の工作物で常時使用されていない状態にある敷地ということ定義とされておりますが、非常に、ちょっとわかりづらいので、次のように字句の訂正をしたらどうかということで、今から読み上げたいと思います。

町内に所在する常時使用されていない状態にある建物その他の工作物及びその敷地を言うという定義に変えたらどうかというふうに思います。

それと、施行期日が4月1日という形になっていますが、4月1日からの施行にした理由をちょっと教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○住民課長（福島敬彦君）

吉田議員の御質問でございます。

上峰町空家等の適正管理に関する条例の2条の定義の部分でございます。

特措法で言います内容をそのまま、この中に引用している部分もございまして、町独自の条例ということで今回定めてまいりましたものですから、議員おっしゃるとおり、ちょっとわかりにくい点、下に空地という特別に条例を定めた件もございますので、ぜひ、ちょっと、この字句の検討はさせていただきたいというふうに考えます。

それから、施行日が4月1日であるという御質疑でございます。

この件にいたしましては、一応、施行規則、またはその下の要綱等を今回、資料でお示しをしておりました。その中でまた、要綱で審議会要綱等をつくっております。その審議会等々で条例または施行規則等の再見直し等を鑑みながら、そして4月1日から完全実施に向けてということで、施行日を4月1日ということで実施をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

重ねてお尋ねしますが、危険な状態の家屋が私の知る範囲でも数軒あるわけですね。したがって、緊急を要する、この空き家対策じゃないかというふうに考えますが、少なくとも来年明け早々にでも施行して、早速、空家対策推進協議会を立ち上げて、早急な対策をとっていくのがベターじゃないかというふうに思いましたので、お尋ねをしたんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

議員おっしゃるとおりでございます。早急な対策をとりたいということで、一応、現在、国のほうへ、実は今、データベースの管理をしているところでございますけど、データベースの確立をするために、補助金の申請等も実は行っております。その補助金の申請を行いまして、大体、29年度の申請になっております。29年度、実際、内示等がおりてまいりましたら、その補助金等を利用して、コンサルタント会社等とそういった見直し等々、要するにデータベースの見直し等も含めまして、その辺の確立をまずしたところで、実施に持っていきたいというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

もちろん、補助金をいただくのも大切なことですが、その前に危険家屋をどうするかと

というのが先に議論されるべきだと私は思うんですが、いかがですか。

○住民課長（福島敬彦君）

危険家屋、要するに特定空家と言われている危険家屋でございますので、この把握につきましても、施行前につきましても、環境係のほうといたしまして、軒数の把握、今、約5軒ほど、ちょっと危険ではないかという家屋の把握ができておりますので、そういった件につきましても、ちょっと注視しながら、特定空家としての認定をするべきものかどうか、協議会に諮っていけるように注視をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

そういうことであれば、4月1日の施行でも支障がないかなと思うんですが、あと、4ページに、条例第19条に行政代執行の項目があります。行政代執行法に定める云々という記述がありますが、行政代執行ができる項目があると、どうしても、追い込まれて、しなければいけないような状態になると思うんですが、なかなか、この件については、金がかかる代執行を、その金の回収が不可能になるような場合でも行政代執行をしていくつもりで、この条項があるのでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

もう、議員おっしゃりますとおりでございます。代執行に至るまでの経緯というのは、かなり、要するに、指導または勧告、それから命令というふうに順を追って、最後の最後に、この代執行という形になってまいります。

代執行に至るまでには、やはり、もう現在の空き家が、所有者がはっきりしている場合とかは、まだ交渉の余地は非常にあるところではございますが、まだ相続ができていない家屋であるとか、そういったことになれば、やはり順序を踏みながらしなくてはならないということになりますので、相続人であろうという方たちにまずは指導、勧告、命令というところまでをしっかりとまずはやって、その中で、まず、その代執行まで持っていかないうちに、個人さんによって特定危険空家と言われるところが改善ができるという指導、勧告をまずはしっかりとやりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

課長の考えは、そうかもわからんですけどね、条例が制定された以上、我々はこれをもって追及していきますよ。危険だからやれっていう形でね。

だから、標準の規範書ができて、それに基づいて代執行を決められたと思うんですけど、内部検討では、そういう意見は出なかったんですか。

というのは、皆さんも御存じのとおり、八枚に不法転用の農地があります。県とも相当協議したんですけど、代執行はされるというんですよね、県も。じゃあ、やんなさいと言うけ

ど、経費の回収の見込みがないから、できませんと言うわけです。それ、本当だと思うんですね。

上峰のこの条例でも、危険家屋の指定して、幾ら改善命令出しても、本人が該当せん場合は、危険があれば、我々は、しなさいよということしか言えんわけです。その段階で、いや、費用回収の見込みができませんからしませんということは、あなた方は答弁できなくなりますよ。かえって、この条文はのけておったほうがいいんじゃないですか。

○住民課長（福島敬彦君）

この代執行におきましては、空家対策特別措置法、要するに国が定めております、平成26年に決めました、あの特措法の中にもう既に法律としてうたわれておりますので、代執行権というのは、もう国の法律で定められた以上、町といたしましても、この代執行のことをのけるということは、ちょっとなかなかできないことではないかというふうに思いますので、一応、条例の中、冒頭に、1ページでございますけど、第1条でございます、「この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか」ということでうたっております。基本的には、基本条例の特別措置法を引用しておりますので、この条例に反映させているところでございます。

代執行につきましては、非常に、本当、困難なところが出てくることと思います。今後また、ちょっとこの件に関しましても検討させていただきながら、条例の見直しの検討もさせていただきながら、ちょっと進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

法律ができたから、じゃあ、国がその費用を、例えば、補助金とか交付税の算定の中で見るという項目があるんですか。結局、町の費用で代執行しなさいでしょう、基本は。だから、そのときに、経費の回収見込みもないのにやりますかということです。やれないようであれば、つくるべきじゃないということを行っているんです。

課長じゃなくて町長、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

もう、これは法律に基づいて、条例は法律に基づいて施行されるべきだと思いますし、執行に当たっては、要綱等を詳細に今後詰めるべきだという、今、課長が申し上げられた内容のとおりだろうと思いますが、現在、提案している以上、この内容で我々は、現時点では代執行をする際におきましては、著しく公益に反すると認められる限り、町長がその代執行を行うことができるというところで、私の判断、裁量で決定していくことになるかと考えております。

○2番（吉田 豊君）

わかりました。いいです。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（井上正宣君）

これには、建物だけの、建築年数、それから構造、床面積、当然、これは空き地の中に空き家が建っていると思うんですが、建っている土地そのものについての関連性は全然、これはないみたいですが、空き家のあるところには空き地があるわけなんです。空き地の上に建っているわけですから、その土地と建物の関連性は、この中に入っていないんですが、どうでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

井上議員の御質問でございます。

まず、特定空家の下には当然、空き地がございます。その特定空家に関しまして、空き地の部分も含んでおりますので、そのように御理解をいただければと思います。空き地の部分も含んだところでございます。

○6番（井上正宣君）

それでは、この空き家というのは、その建っている土地も全て含めるということですかね。

○住民課長（福島敬彦君）

特別措置法におきましては、要するに、屋敷内といいますか、そこも含んだところということで御理解いただけたらと思います。

○6番（井上正宣君）

これが私は、空き家を強制代執行するには、その土地に入らなくてはいけないし、無断で土地に入れば不法侵入になりますから、そういう関係でお尋ねをしたわけです。土地を含む空き家ということで、それがここに明記されてありませんから、質問をしたところです。

○住民課長（福島敬彦君）

済みません。何回も繰り返しになって申しわけございませんが、一応、特措法によりまして特定空家と認定される部分につきましては、空き地の部分も含むということになっておりますので、そういった観点から見ていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

これに入る前に、ちょっと確認をしたいんですけども、現在、町内に空き家戸数はどれくらいあるものか。少し前には100戸ぐらいというふうに聞いたことがあるようですが、今現在どれくらいあるものか。

それと、空き家の状況把握をもう既にきちんとされているものかどうか、その辺、ちょっ

とお伺いしたい。

○住民課長（福島敬彦君）

前回、区長さんによりまして、空き家であろうと思われる家屋を把握していただいたところが110軒ほどございました。その後、うちの職員によりまして、当然、ちょっと空き家として位置の番号をずっと落としまして、写真も管理いたしまして、そしてデータベースをちょっとつくっている次第で、その後、一応、うちの環境の職員によりますところずっと回っておりまして、月に1回ほど、ずっと確認をしております。その中で、実際、現在、110軒ほどありました空き家が、実は、もう売買とか、それとか、実際、リフォームによって子供さんが戻ってきたであるとか、所有者はおられる方が結構多いものですから、そういったことで再利用されるという形で、空き家の軒数自体は現在のところ減ってきているところがございます。

実際の詳細の軒数が、ちょっと私、手持ちにございませんので、またお知らせをしたいと思えますけど、現在、そういった形で空き家自体の軒数は少し減少傾向にはございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

そしたら、今、空き家については、それぞれの状況把握は十分できているということですかですね。——はい。

じゃあ、次にお尋ねします。

第10条ですか、助言又は指導ということではありますが、この関係で、今度は、条例施行規則案の第4条「町長は、条例第10条の規定により助言をしようとするときは、原則として口頭により行うものとする。また、同10条の規定により指導するときは、上峰町空家等の適正管理に関する改善指導書（様式第4号）により行うものとする。」ということになっておりますが、口頭で助言をするといっても、結局、中身は、こういうふうだから、こうなさいよというふうなことになるだろうと思うわけですよ。であるならば、これはもう、指導というだけでもいいんじゃないだろうかというふうな感じをします。

そして、今度は、仮に、助言というのを残さんといかんとした場合には、じゃあ、口頭によりというふうになっていますけれども、これも、やはり、いついつ、こうこうこういうふうで助言しましたよという記録は残さんといけんんじゃないだろうかというふうな思いがいたしますが、その辺はいかがでしょうか。

まずは、助言というのを残さなくて、もう指導一本でいいんじゃないかというのが1つ、仮に助言を残すとしたら、記録としても残さんといけんんじゃないだろうかというのが2つ、どんなでしょう。

○住民課長（福島敬彦君）

施行規則案の中の4条の中に、10条関係の規定にある助言という言葉がございます。「町

長は、条例第10条の規定により助言をしようとするときは」ということになっております。この助言をしようとするときということ、当然にして、町長に、こういった空き家がございます、上峰町等の適正管理に関する改善指導書を送ってよろしいかということで、私たちが当然把握しました範囲、または指導したい範囲等々を町長にも御報告をしながら、町長がそれによって、やっぱり助言、指導と一緒にしましょうという形の判断のもと、私たちが改善指導書を送っていきたいというふうに考えております。

当然、その指導書を送った後には、その返信、または、私たちへ回答が返ってきた場合というのは、当然にして、その回答例は残しておく。今後の、また、その段階で全部、改善すべきであるのが一番望ましいことではございますが、まだ時間がかかる、または、もっと、ちょっと先延ばしになったりということで、次の段階に進まなくてはいけないということも考えられますので、そういった記録は残すような形をとりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ということは、やはり、これは助言、指導というのは、そのまま残すべきだということですね。

そうすると、今言う、指導したことについては記録を残すということではありますが、じゃあ、助言をしたことについては、その指導書の中に織り込んで記録的に残るとい形になりますか。それとも、別個に、助言はこうこうこういうふうな助言をしたというのを別個に残すものか、その辺、いかがですか。

○住民課長（福島敬彦君）

ちょっと今からの実施になりますけど、4条関係の様式でございます。相手方に対しまして、町長により、空き家等の今、構造の規模であるとか、空き家等の状況の該当で、不適正管理状態というような内容、また、こういうことを指導しますというようなことを書いておりますので、それに基づきまして、相手から返信、また返答があった場合につきましては、この分につきましては記録を残すという形で、こちらで内部の様式等を検討しまして、きちっと整理をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今の課長の答弁をお聞きしますと、最初に言ったように、助言も指導に、形としては変わらんようになるわけでしょう。だから、わざわざ、ここで助言及び指導じゃなくて、もう、指導ということだけでもいいんじゃないかということでお尋ねをしておったわけなんですよ。

どうしても助言というのを残さんといかんというならば、口頭で言うたら、もう消えてしまいます。だから、いついつ、こういう助言をしましたよ、町長からこういう助言があり

ましたよというのは記録に残さんばいかんじやなかろうかということで、どうですかということ聞いています。

ですから、中身が指導的なもの、変わらないようなことならば、指導というだけでもよかつじやなかかと思うんですけど、その辺、まだ検討してください。

○住民課長（福島敬彦君）

大川議員の御質疑、十分、今理解いたしました。

この助言という言葉につきましては、ちょっと規則でございますので、案でございますので、十分、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えます。よろしくお願ひいたします。

○町長（武廣勇平君）

これは、先ほどから申し上げていますように、法律に基づいて全国画一的なフォーマットといいますか、条例案をもとに、地域の特性をのせて変更を加えているところはあると思いますが、助言と指導については、私は大きく意味が違っていると思っていて、恐らく、助言というのは、そういう空き家を環境美化の観点から変更を加えなければいけないという意思をお持ちの方が対象になるのではないかというふうに思います。指導につきましては、そういった意思をお持ちでない方に対する対応をここに記されたものであるというふうに思いますし、こうした一つ一つ言葉は、一般論で申し上げますと、条例上、正確に分かれておりますので、その点をよくそしゃくしながら、発言をするべきだというふうに思います。

先ほどから申されておりますけれども、あくまでも、まだ町長の裁量の範囲内の書きぶりに、全て条例上となっております。議員の皆様方から御指摘、御指導いただいているのは、もっと細かな基準、要件が必要じゃないかということは、ごもっともでございますが、そうしたさまざまな事例とケースがあり得るからこそ、こういった裁量の余地を残されているわけでありまして、今後、当該ケースに向き合うに当たって、必要な基準等が見つかれば、その都度、要綱を整備していくということで御理解いただければと思います。

○8番（大川隆城君）

今の町長のことも十分理解しているつもりであります。

それで、適正管理に関する条例を制定して、まず目的は、やはり、今、空き家であるのが再利用できることをまずは第1前提として取り組むということでしょう。当然、どうしても利用できない、崩れているとかいうのは、もう別としても、まだ、例えば、部分的に修理をするなら利用できるというようなことも当然あると思いますから、それは再利用をまず第一に考えて取り組むということでしょう。その辺をちょっと確認の意味でお聞かせ願ひたい。

○住民課長（福島敬彦君）

議員おっしゃりますとおり、今、空き家といいましても、町内ずっと見回しましたら、もう立派な空き家がいっぱいございます。何でこれが空き家になっているかというような空き

家が本当にいっぱいあります。当然にして、利用をしていただき、また、その中、先日から1番議員、向井議員のほうからも御質疑ございました。当然、空き家バンク等につなげまして、まずは空き家を減らしていくということも、これは一つの、特定危険空家をなくすということの要件になってくると思いますので、まずは、おまけに定住促進も狙いましたところで、そのところは重点的に、まず相手がいることをございますので、相手の意思表示等々も確認しまして、そして、なるべくリフォームできる、またリユースをできる家につきましては、ぜひ、そういった利用を最優先に持っていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（田中静雄君）

空き家は110戸ぐらいあるということなんですけれども、その中で立入調査が必要な空き家というのは何カ所ぐらいあるんでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

まだ条例が、今から動いてまいりますので、中のほうに立ち入りまではしておりません。ですけど、立ち入りが必要であろうと思われる空き家は、現在、上峰町に5軒ほど把握をしておりますので、その5軒につきましては、やはり地区からの要望等も当然、あつておるところもございますので、そのところはまずは最重要点といたしまして、制定後は、スピード感を持って、ちょっと動いていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

誰が見ても、これは明らかに危ないという箇所だろうと思います。それは5軒ぐらい、そういう空き家だろうと思いますけれども、例えば、町民から危険だという情報がある、その中には瓦がずれ落ちて、台風が来たら隣は危ないですよとかね。家が傾いておったら、もう、それはもういいんですけれども。情報があつたら、そういうところも、やっぱり立ち入りするんですかね。屋敷内に立ち入ると、家の中にまで立ち入ると、ちょっと違いますが、家の中まで入っていくんですかね。その辺をお願いします。

○住民課長（福島敬彦君）

家の中にまでの立ち入りというのは、やっぱり特定危険空家と認定された物件になってまいりますので、例えば、外見から見て危険であると判断された空き家につきましては、まず所有者の把握をいたしまして、所有者に適正管理を求めるという行為を先に実施をしていて、まず所有者が、所有者の物件でございますので、資産でございますので、所有者の方にまずは適正管理に努めていただくようお願いするということから、やはりするべきというふうに考えております。

○3番（田中静雄君）

わかりました。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第53号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第54号

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 議案審議。

議案第54号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第54号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第55号

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 議案審議。

議案第55号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第55号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第56号

○議長（寺崎太彦君）

日程第5. 議案審議。

議案第56号 上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第56号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第57号

○議長（寺崎太彦君）

日程第6. 議案審議。

議案第57号 上峰町印鑑条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第57号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第58号

○議長（寺崎太彦君）

日程第7. 議案審議。

議案第58号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第58号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第59号

○議長（寺崎太彦君）

日程第8. 議案審議。

議案第59号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

説明書の5ページですね。公共施設の中でも小・中学校がかなり経年をしておるということで、資料をいただきました。

以前から私は申し上げているんですが、小・中学校の改築がもう目の前に迫っておりますので、単なる財調基金とかじゃなくて、やっぱり小・中学校の建設はもうやむを得ない時期に入ってきますので、目的基金として小・中学校の建設費という基金の設置をしたほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

教育委員会として、その計画と方向性は示していただくことが前提になりますが、特定目的基金ということよりも、公共施設整備について既に基金を設けておりますので、この中で対応していくことで現在は考えております。

今、議員御指摘のように、特定目的の基金をつくることによるメリットというものは、もうこれをターゲットとして、しっかりやっていくことを印象づける、議員の皆様とも、職員とも、この議会の中で位置づけることにあると思っておりますが、ただいまは教育委員会からの方向性も示されておりませんし、議会の吉田議員のアイデアでございまして、議会としての総意でもないというふうに理解しているところでございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（井上正宣君）

歳出の部の民生費、10ページですが、ここに、町社会福祉協議会運営補助1,000千円計上されております。

これは、当初予算で一括して社会福祉協議会に補助金を流しておりますが、この1,000千円を上げられた経緯、どういうものか、お伺いをいたしたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

おはようございます。

今、御質疑がございました社会福祉協議会運営費、事業費の補助ということですが、こちら、先般、寄附金として1,000千円分につきまして、ふれあい館のために役立てていただきたいというような寄附者の意向として申し出を受けておりまして、これを町にて受け入れて、社会福祉協議会へ助成するというふうなものでございます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

それはわかりましたけど、その下のほうですね、同じ10ページ。介護ロボット導入促進事業ということの内容をちょっと説明をお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

御質疑に対し、申し上げます。

これは、歳入のほうで地域介護・福祉空間整備推進交付金というものをいただくように予算計上のほうをしておりますけれども、こちら、国庫のほうから100%交付される交付金でございます。

介護施設に介護ロボットを導入するというふうなものになっておりまして、今回想定している内容といたしましては、マッスルスーツと言われるものです。マッスルスーツというものはどういったものかと申し上げますと、圧縮空気を用いました人工筋肉を採用することで、軽量、高出力を可能としており、介護者の腰に大きな負担がかかる作業を支援するような装置というふうに御認識いただければと思っております。

これにより期待される効果といたしましては、腰痛で悩む介護職員の処遇改善、また介護職員の負担軽減によりゆとりが生じ、ひいては施設利用者の満足度が向上するのではないかと、副次的効果、また、介護ロボット導入によりまして職員の負担軽減につながることから、職員の厚生拡充のためのリクルートとしての効果、他施設との差別化、こういったものが可能になるのではないかと考えています。また、それによりまして、介護業界に対しての有能な人材の確保へ結びつけるというふうなものが目的とされているというふうに思っております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

そしたら、まず最初に、これ導入をする事業所あたりは、どういった事業所に適合するわけですかね。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

こちら、ちょっとお名前を申し上げてあれなんですけれども、社会福祉法人野菊の里さんが手挙げをしている事業でございます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

歳出予算、14ページですね、説明書の。土木費、中ほどですけど、道路新設改良費の17. 用地購入費と22の補償、補填及び賠償金、これについて説明をいただきたいということと、次のページの水防防災費のところ、職員手当の管理職の特別勤務手当というのはどういう性質のものか、教えていただきたいと思います。

それから、次のページの16ページの中ほど、施設整備費の小学生低学年の——これは失礼しました。先ほど大川議員のとでわかりましたから、これはちょっと撤回します。

それと、18ページ、保健体育施設の19. 負担金補助及び交付金ですが、少年スポーツクラブの育成補助金が2,000千円ほど上がっていますが、今の時期に2,000千円の補助金の要求というのは、どういうことなのか。

以上、お尋ねいたします。

○建設課長（白濱博己君）

土木費の中で、節の17. 用地購入費の2,043千円と、それから22の補償、補填及び賠償金の12,000千円ということでございます。この件につきましては、小学校の正門南、坊所南北線と西峰東西線の避難道路とのちょうど交差点の付近の箇所でございます。

この件につきましては、以前から幾度となく議会でも、また地元からでも、また大水対策ということで、平成24年、26年、ことしも床下浸水ということで被害があっている箇所でございますが、この用地につきましては、地番が大字坊所661の1番で、宅地、面積が106.93平米、これは所有は吉田ひろむ氏の土地でございます。この購入費と、それから、下の家屋の1軒、この件につきましては1棟72.44平米ということでございます。この用地単価につきましては、平米当たり19,100円で、先ほどの面積分での金額を積算しておるところでございます。

それから、用地買収に伴う、その補償費でございますが、この件につきましては以前、約9年ぐらい前ですか、平成19年度に一度、避難道路のときに積算をされたものをもとに、今

回、概算額として要求、上程をしておるところでございますが、この金額の12,000千円につきましては、当時、建物移転費と、それから工作移転費、動産の移転費、立木補償、移転雑費補償費の中の合計が11,192,700円でございます。そのときには、消費税が5%でございましたものですから、現在の8%の分と、今回積算、基準単価を修正しての概算での12,000千円ということで計上しておるところでございます。

この件につきましては、先ほどの9月の議会の折に、水道の整備ということで指摘がございましたし、また、地区のほうからも要望書ということで、これは吉田氏本人からの同意も含めての要望書ということで参っておった関係もでございます。

町といたしましては、この交差点につきましては喫緊の課題ということで、まず家屋の移転ということで考えておりますので、その予算でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、15ページ、水防防災費の職員手当、管理職特別勤務手当とは何かということですが、基本的に管理職につきましては超勤が出ませんので、水防、地震等の緊急的に超勤的にされた特別職については、1回当たりの単価として、この特別の勤務手当をやっているところでございます。その分の予算でございます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうからは、吉田議員御質問いただきました、18ページ、教育費、保健体育費の補助金の中で、少年スポーツクラブ育成補助金2,000千円について御答弁をさせていただきます。

こちら、まず財源といたしまして、特定財源2,000千円ということで、こちらは12月号の広報かみみねの中で御案内しておりますが、2件の方々より町のほうへ寄附をいただきました。その中で、青少年の健全育成を目的としてと、そしてスポーツ少年団の方々へということで寄附をいただきました。こちらについて今回、支出のほうを御提案させていただいております。

スポーツ少年団は、各団体で6団体ございます。かねてより備品の購入などについて御要望いただいております案件につきまして活用させていただきたいと思っております。

6団体、各団体に300千円ずつで1,800千円、さらに事務局費へ、需用費、消耗品、役務費等につきまして200千円、合計2,000千円の補助を計上させていただいております。

以上です。

○財政課長（高島浩介君）

関連でございますので。

先ほど、教育委員会事務局長のほうで答弁をされましたが、歳入の5ページの中で、寄附金、17の1の1の1、総務寄附金ということで3,000千円、こちらのほうが2法人様より寄附をいただいております。

その中で、先ほど井上議員様が御質疑をされました社会福祉協議会運営費補助と、先ほどの事務局長が言われました少年スポーツクラブ育成補助金ということで、寄附をされた方が福祉関係とスポーツ少年団関係にということで御指定をされましたので、その担当課のほうと協議をされて、こういう補助金ということになっております。

以上、補足でしたが、よろしく願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

まず、道路新設のところの再質問ですが、予算計上するに至ったということで、非常にうれしく思っておるのが本当の気持ちなんですけど、補償、補填及び賠償金については、先ほどの説明では、移転補償ということでは言われたと思いますが、これは何か、不動産の鑑定か何かに委託されてからの金額でしょうか。それとも、もう本人との交渉があって、納得されておる金額なのかですね。それを再度お尋ねしたいと思います。

それと、15ページの水防防災費ですけど、確かに、時間は全く予期せぬことでの出動というふうに思うんですが、これは特別職ですから、多分、町長初めと思うんですけど、何か、特別職でも、そういう手当を出すというふうな、他市町村の事例があるのかどうか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

以上、2つお願いします。

○建設課長（白濱博己君）

ここの12,000千円というのは、先ほど言いました、19年度の算定額をもとにした概算額でございまして、これから本人さんと折衝はしていかなければなりませんけど、その額というのは、今現在、坊所の南北線の道路の概略設計を発注しております。その中で、業者さんに、別途、その分での家屋の補償の調査委託をしている段階でございまして、今現在されているかと思っております。それをもとに、上がってきた金額を今後、吉田さんと協議をしなければならぬと思っております。

この吉田氏につきましては、以前から、避難道をされるときに一度折衝されて、その後、事情で、南のほうに路線変更があったということで、当時の会議録を見ますと、本人さんが少し憤慨されていたというふうなことも聞き及んでおります。町といたしましても、なかなか、そういう時期に来なかったものですが、今回、吉田氏のほうから、地区の区長さんなりとも、今までの危険箇所というふうなことで、それを乗り越えて、協議、同意をしていただいたということで、私どもも何回も折衝は、お会いしておりますが、金額では最終的には詰めておりませんが、快い感触だということでしておりますので、今後、その金額が、予算をいただいて、調査の金額が出たならば、上司と協議しながら、本人さんと折衝当たっていきたいということで考えておるところでございまして。

以上でございます。

○総務課長（江崎文男君）

この管理職特別勤務手当と申しますのは、先ほど申し上げましたとおり、主に本町におきましては、大雨警報、台風シーズンの待機、または避難所等につきましては、主に管理職を充てて避難所対策をやっております。それと、ことしについては、特に地震関係で、主に総務課、私のほうが夜中に待機というようなところで、主に管理職に対しての特別勤務手当というものの支出でございます。

ほかの町村につきましても、上峰町同様、管理職につきましても超勤がつかないということで、この管理職の特別手当によって、先ほどのような手当については支出をされているかと思えます。

○2番（吉田 豊君）

基本的には理解しました。

特に、道路、建設課長には御苦労かと思えますが、早期実現に向けて最大の努力をさせていただきたいをお願いをしておきます。

以上で質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。議案審議の途中ですが、ここで暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。暫時休憩いたします。休憩。

午前11時24分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（寺崎太彦君）

引き続きまして、議案審議を再開いたします。

議案第59号からの続きでございます。ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

3点ほどお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

ページ数につきましては、一般会計の説明書の14ページ、節の17、22の件についてお尋ねをさせていただきます。

もう一点は、16ページの節の19についてお尋ねをさせていただきます。

それから、18ページの節の17についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

まず、14ページは同僚議員からも質問がございましたけれども、重複をするかなと思えますけれども、私なりにお尋ねをさせていただきます。

まず、今の時期に何で補正なのかという問題。新規事業でございますので、お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。と同時に、小学校前の南北線の道路につま

しては改修というようなことも聞き及んでおります。そういった中で、それにつきましては補助事業でやられるのであろうと思います。その辺についても、いま一度お尋ねをさせていただきます。できれば、緊急性にはないだろうと僕なりに判断をしますものですから、今の時期にどうして補正なのかと。新規事業でございますので、その辺について執行部のお考えをお尋ねさせていただきます。

○建設課長（白濱博己君）

この件につきましては、新規事業ということであるかとは思っております。補正予算ということで、基本的には金額14,000千円ということではなまいかと思っておりますけれども、先ほども議員のほうから緊急性ということでの御指摘がございましたけれども、町にとりましては以前から議会のほうでも指摘がございまして、また水路の改修、それから、あそこは本当に事故等もございまして、ことしも人身事故1件、昨年が2件、その前が1件、2件ということで、事故が多発している状況の中で、私は緊急性はあると、必要性、それから何よりも地元のほうからも、本人さんの今までの意を含めた中でも同意をいただいて、地区からも要望があつているというふうなことで、補正予算ということでさせていただいたところでございます。

議員御指摘の坊所南北線の件につきましては、排水路関係の歩道整備も含めての道路整備ということで、今現在、概略設計、調査をしておるところでございまして、この件につきましては来年に県のほうに手を挙げ、補助事業で対応していくということで考えておるところでございますが、そこの中の交差点の改良ということで、本来ならば事業に乗せると来年には計画申請をしまして30年度以降の買収となるかと思っておりますが、今回地元の要望と同意ということも含めると、今折衝の中でこの機会を逃しては、今まで以上に今後不透明になるということで、先行取得というふうなこともあつて今回補正にさせていただいたわけでございます。どうぞ御理解の上、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

要望事項であるというようなことも承知をしております。できれば、南北の道路の改修に合わせて、そして補助事業に乗せてやられたほうがいいのではないかと考えております。今、課長の午前中の答弁によれば、金額がきちっと出てくるであろうというようなことも答弁の中にあつたようでございますけれども、12,000千円ときちっと数字が出ている以上は、これは交渉も終わっているのではなからうかというふうに考えます。この積算については、同僚議員からの質問の中に答弁がありましたので理解をしているものの、本当に緊急性と言えれば緊急性かもわかりません。新規事業であるならば当初で組んで、そして計画的にやるべきものではないだろうかというふうに僕は思うものですから、お尋ねをしているわけです。その辺についてはいかがでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

本人さんとは数回、面談をさせていただきました。本人さんにつきましては、以前からの経過交渉の中で、議会でも出ておりましたけれども、以前、役場のほうからのお話があった分で、その後の対応がということで若干今までに御不満も言っていた中で、私どもは、あそこの交差点につきましては、事故等、それから小学生の通学路——あそこは西から来ると、本当に車とかはある程度出ないと見えにくい状況もございまして、あそこの家屋につきましては、交通安全の面、住民を守る観点から本当に必要だろうということで私は思っておりますし、町としても本当にいち早く——当初が本来のすべき姿かとは思いますが、議会の本当に喫緊に迫っている中では、早く対応しなければならない事案であったかということで考えておるところでございます。今後につきましては、本人さんには金額とかは全然申し上げておりません。ただ、今の状況の中で地域も含めて御理解を同意ということも含めていただいておりますので、今が本当にチャンスだと、先行取得の時期ではないかということで考えておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○7番（吉富 隆君）

大変、答弁の理解に苦しんでいるところでございまして、新規事業は当然、当初予算で組むべきものであらうと思っております。今なぜ補正なのという話なんです、今この12,000千円の金額が計上されておりますよね。そうしますと、名前を出しますと吉田さんの家屋の件だろうと思っております。早目にこれを町がかいしゅうすると、買い上げるということなんでしょうか。そうですか。そうしますと、南北線の補助事業には乗らないですよね。これ財源は一般会計の繰り出しなんですよ。若干もったいない話ではあろうかなと僕は思います。南北線を急いでいただいて、補助事業に乗せるべきではないのかなと私は思います。

12月の最後の定例会に補正ということは考えにくいんですよ。緊急性があるとするなら、9月でも6月でもこれ出されたはずなんです。あそこの拡幅のときも私議員でおりましたので、いろいろな問題はわかっております。単価の折り合いもつかなかったことも一つの原因であらうかなと思いますが、その辺については、やっぱり行政の皆さんがいろいろと懸念されている事故等々の問題もあるでしょう、それは。しかし、予算を今補正、何でだろうと僕は思うんですよ。もっと早くできたはず、そうでしょう。なぜ12月なの。私はそこがちょっと、答弁をいただきましたけれども、非常に納得しづらいですね。その辺については、非常に問題があるのではなかろうかなという感じが僕はします。課長さん、あなたが頑張って御尽力いただいていることは承知しております、承知を。

そこで、この単価等々については、地権者については了解済みでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

今回の予算では12,000千円ということで、あくまでも19年当時をもとにした概算でございますが、本人さんにつきましては一切、金額等につきましては言ってもおりませんし、金額

での折衝ということは今までしておりません。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、本人さんとの接触はしておりませんということなんですよ。そしたら、この数字を議会に上げる自体が間違っているんじゃないの。今から交渉ということなんでしょう、違う、違いますか。ちょっとそこら辺、詳しく説明してくれんですか。

○建設課長（白濱博己君）

本人さんと数回お会いしておりますが、その中では——実は、9月に区長さんからの要望をいただいております、その中でも区長さんの——地元の中でも本人さんと会われてから同意ということで、今までにつきましては、同意といいますか家屋の撤去みたいなことにつきましては、役場からも接触はしていませんでしたけれども、そういうことがなかったらと思うしておりますけれども、今回、本人さんの家屋につきましては24年、26年、ことしもですけど、床下浸水ということで本当に被害を被っているわけでございます。また昨今、上流部の開発等々、水道につきましてはあそこの地区が北から、西から、東からと一遍に来るものですから、大水の水害常襲地帯であるということで本当に困っておられるというふうなことを受けまして、私どもも町として水路の改修なり、交通安全ということも含めてでございますので、6月、9月ということではございませんでしたけれども、9月議会のところに水路の整備ということでの御指摘もあり、また、9月議会の前、8月9日に全員協議会があったときに南北線の予算をお願いしているときにも、交差点の改良なり、また停止線の変更ということで以前から御指摘もあっておりますし、また水路、また信号機の設置等々もあっておりました。今回12月ということではございますが、本人さんと今後交渉しなければなりませんけれども、今回予算を上程したということでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

確かに南北線については、議員の皆さんからも要望等々、早くやれよという話は出ております。それに合わせて、吉田さんのところも補助事業に乗せてやるべきじゃないでしょうか。まして、この金額が吉田さんと交渉をされて決まっている金額であるとするなら僕は理解しますよ。今から交渉でしょう。それを、こうして補正で上程をされるということはいかななものかなと思いますよ。先に進んでいない、今から交渉をやる、それはおかしくないんでしょうかね。僕はどうしても疑問を持ちますよ。確かに、あの交差点は早く改良して事故等々については考えていかなるを得ない場所ということは承知しております。順序というのがあるんじゃないでしょうか。交渉をして、単価的なものも問題がない。だから、補正を組ませていただいたということであれば僕はオーケーしますよ、オーケーですよ。でも、順序というものがあって私は議会の立場から見ると、チェック機関でありますので、わからん部

分についてはやっぱりお尋ねをさせていただくというのが我々仕事でございますので、その辺については御理解いただけるのではなかろうかと思っております。この交差点は早く改良すべきものであるというのは承知しております。もっともっと具体的に、地権者との交渉をしていただいて、そして、金額面についてもこの金額で折り合いがついていますよということであれば私は結構なことだと思いますと同時に、交差点だけの改良で済むのかなと思います。そうでしょう。南北線にどのような計画がなされているのか、中身についてはわかりません。確かにあそこは危ない。吉田さんのうちにも何回か車が突っ込んだこともあります。それは寝ておられندでしょうね。そういうことは理解していますよ。これは早急にやっていただくことがベターだと思うけれども、行政というのはそうとん拍子にできないでしょう、順序があるでしょう。そこら辺が、僕は理解に苦しんでいるわけ。これすんなという意味じゃない。早くやるべき交差点であるというふうに思います。

南北線の改良が設計の段階だということであれば、やっぱりそれに伴って補助事業でやっていただくのがベターであろうと、僕は個人的にそう思っておりますので、お尋ねをしているんですよ。いま一度、課長さん、どうでしょう。私が間違っているのでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

吉田氏の交渉につきましては金額面では話してはおりませんが、基本的なことにつきましては理解をしていただいて、地元の要望の中にもそういう形での同意ということもございましたので、私は金額的なことでの交渉はしておりませんが、明るい材料ではあるかなということ考えております。ただ、まだ金額の提示が、なかなか本当の契約ということまでにはいかないとは思いますが、そこら辺は努力していきたいと思えます。

それと、補助事業に乗せるというふうなことの観点でございますが、これはそういった形で南北線からすると本来の姿だとは思っておりますが、この箇所が、特に吉田氏のところの箇所につきましては、先ほどから何回も申しておりますとおりに喫緊の課題であるということで、交通安全面も含めて思っております。補助事業ということになりますと最短でも2年、うまくいかなくても2年以降から3年でもかかるかもわかりませんが、そういったことになりますと——今まで議会のほうからもどンドン御指摘がっておりますので、今回この単独単費でさせていただいておりますが、本当に町民の生活、安全を考えますと、補助事業がいいとは思いますが、今回はそういう形でさせていただきたいということで、議会のほうにはお願いということで今回上程をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○7番（吉富 隆君）

課長さんがそれだけお骨折りいただいておりますということではございますが、吉田さんとの話し合いができていないにもかかわらず補正を組む、これに疑問なんです。例えば、今後交渉をする段階で12,000千円で話がつかなかった、また補正ですよ。そういうこともなきにしもあらずでしょう。吉田さんてしっかりした方なんです、はい。だから今、12月に補

正をするのじゃなくて、交渉をして単価的なものをきちっと吉田さんと提携をしていただいて予算措置をしていただきたいというふうに僕は思うんですけどね。私個人的な意見でございますけれども、そうしていただきたいというのが僕の考え方でありまして、ほかの議員さんたちはどう思われるかわかりませんが、僕はそう思っておるところでございます。だから御質問をさせていただいているところでございます、何か私が話のわからんことを言っているわけじゃないだろうと思います。交差点、あそこは危ない。まだほかにもいっぱいある、交差点ね。それ優先順位は行政で決めるべきことであってそれはいいとして、やっぱり交渉を先にさせていただかないと、これは話にならんじゃないですか。そのようお願いをして、この項の質問は終わります。

それから、16ページの節の19の学校給食費補助金11,000千円のことでお尋ねをさせていただきたいと思います。

この案件につきましては、一般質問でも教育長さんと議論を重ねてまいりました。しかしながら、私は新聞報道で、9月の定例議会でこの案件を知りました。2日目の一般質問の中で、私はびっくりしましたよというお話をさせていただきました。そのとき財源については、新聞では今後協議をしますよというお話でございました。それは、平成29年4月1日からの施行というお話であったと思っております。しかしながら今度は、前倒して1月からですよ、年明けの。こんな無茶苦茶な予算が通ると思っておりますか。そうでしょう。中身はどうであれ、私たち議会にも全協なりを開いていただいて、こうこうしかじかですよと協議をすれば何ら問題ない、何ら問題ない。最終的には、全面的に反対ということでは僕はございません。全面無料化については疑問を持っています。僕はできないだろうというふうに思います。なぜならばロングスパン、半永久的なものとして捉えて協議をするべきであろうというふうに僕は考えます。そうするならば、議会とのすり合わせをしたほうが行政もいいんじゃないですか、やりやすいでしょう。だから僕は、段階的にやれば絶対反対しません、やってくださいとお願いするほうになるでしょう。一遍にどんと完全無料化というのは、それもしか29年度の4月1日からの案件が前倒しの3カ月分のこれ予算なんですよ。それはいささか無謀じゃないでしょうかね。というふうに考えますが、教育長さんどうお考えでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えさせていただきます。

マスコミから情報をもらった、あるいは新聞記事を読んで知ったということにつきましては、昨日のところでもお話をいたしましたように、この議場で皆さん方にお話をして私の気持ち、教育委員会のお気持ちを伝えさせていただいた、これが全くの最初なんです。誰とも会っておりませんし、その会議が休憩に入った、そこで廊下に出たときにマスコミの方とお会いしたということでございます、この議場で話したことがそれが記事になっているということだと思いますので、それを私が先に、議員の皆様方に言う前にマスコミの方に接

したということについては、そういうことではないということ御理解をいただきたいと思
います。よろしく願いいたします。

それから、4月からというふうに申しました。そこで、4月から実施をさせていただくと、
それを可能にするためにはということで教育委員会で9月に話をして、そして10月に結論を
出して、では、やはり3学期から前倒しを、緊急やむを得ん、4月からするためにはそうい
うふうをお願いするということでいきましょうということになったわけでございます。私ど
もとしては、4月の実施を何とかお願いしたいということから、10月の定例教育委員会で決
めさせていただいて、12月補正に上げさせていただいたということでございますので、どう
ぞ御理解をいただきたいと、どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

私の情報では、メディアの方から僕は聞きましたよ、やりますよと。順序が違うであろう
と僕は思いますよ、それまで我々知らなかったんだから。だから、こういったことをやるに
は、議員の皆さんと全協なりを開いていただいて、スムーズに行くような施策というのはと
れないんですか。前倒しについても、教育長さん、あなた無茶苦茶なんですよ。最初は4月
1日から、今度は前倒して。確かに議員の皆さんが前倒しできんかというのは質問の中で投
げかけをされました。そういったことが私の、議員の立場から見てまかり通るかというこ
となんですよ。僕は通らないと思います。一般質問のときも僕は言ったじゃないですか、予防
線張ったけれども、何の接触も議会にはなかったですね。それはちょっと教育長さん、だめ
なことなんだろうと思いますよ。4月1日が前倒して、誰か議員さんに相談したんですか、
していないでしょう。いや、これは無茶苦茶な予算の組み方なんですよ。これも新規事業で
すよ、新規事業。だから、議員さんからもともとこういった無料化についての質問は出てお
りました。しかしながら、段階的に無料に近づけるようにできないのかというのが一般質問
の内容であったかなと思っております。財政は大丈夫だという話でございますが、世の中と
いうのは非常に今混雑をしております。日本の財政がどうなるのか、先が見えにくい。そう
しますと、うちの財政だって見えにくい部分が多々あるのではないかと、今は大丈夫だけれど
も。だからこれは、半永久的なもので捉えらるるならば、段階的にお願いしたいと僕は
思っています。そのような議論はなかったでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

教育委員会で協議いたしました。確かに、段階的という意見も出ております。だから、教
育委員会でまとめたものは支援なんです、支援。それは、児童・生徒全員、手厚くといいま
しょうかみんなに支援していくと、段階的というそういう方々を支援する、補助するという
のじゃなくて、全児童・生徒に支援という言葉を使わせて、みんなにそれをしていかせても
らったほうがいいんじゃないだろうか、そういうふうをお願いしていきましょうということで、
補助のやり方の一部分といいたいまいしょうか、そういう段階的な方への助成、経済的負担の軽減

ということもそれも確かにありますけれども、教育委員会では、この学校給食を全児童・生徒に等しく取り組ませていただけたらということできております。支援という言葉できているということで、何とか御理解をいただきたいと思います。

○7番（吉富 隆君）

支援でも補助でも、中身的には一緒ですよ。言葉的には違うにしても。全生徒にそれは差別なくやらなきゃいけないんですよ、そうでしょう。私はこう思うんですよ、段階的という言葉を使わせていただきましたけれども、段階的でも、例えば3分の1、2分の1補助するにしても、全員に行き渡るわけでしょう、違うんです。支援であろうが、補助であろうが同じじゃないですか。それを、教育委員会でとこう力強く言われますが、何回協議されました。これには、よその町の話も僕は調べてまいりました。こういうことにつきましては、1年はどこも協議してあるんですよ。半年ぐらい出てきている案件じゃないんですよ。それだけ慎重にやらざるを得ない。なぜならば、ロングスパンですから。だから、そういったことも議会の皆さんとひざを突き合わせて、教育委員会でこうだから何とか理解してくれよという話も一切なかったじゃないですか。議員の皆さんは町民の代表ですから、父兄さんから言われりゃここで言いますよ、これ議員の仕事ですもんね。それを慎重に受けとめていただいて、議論に議論を重ねて、最終的にこれをクリアするには議員の皆さんの許可がなくてはできないんですから。そういうすり合わせをなぜできなかったのかという問題と、私は教育長さんにも申し述べてきましたが、要綱があつて、要綱を先につくっていただいて、これに基づいて中身にはこうなりますよという説明をすれば、ああ、そうですかと、すつと流れるんじゃないでしょうか。全員じゃなくても、5人賛成すればいいですから、うちの議会ではですね。そういう努力は一切せずにおいて、教育委員会で支援だと、まかり通ると思っているの。私は、教育長さんに確認しました。要綱についてはないと言われた、はっきり。帰りがけになってつくりましたと、そんな、私にうそをついてどうするんですか。僕は出しなさいとお願いした。出さなかったじゃないですか。本議会でそういったうそは僕には通らない。僕も18年いますよ、ここに。幾らばかでん流れはわかります。こんな新規事業には、やっぱり目をとがらして予算書を見ますよ。新聞に載った以上は必ず見ます。私は赤いペンでぐりぐりしています。必ず町長さんが提案をされますよね、一括上程をされます。そして、課長さんたちが補足説明をします。補足説明で、説明じゃないよ、僕に言わせれば、この新規事業は。数字を読んで説明にかえますと、そうじゃないでしょう。でもそれでいいなど、議案審議で質問をするからと、こう思っていました。余りにもこれは無謀というんですか、僕は議会軽視ですよという話もさせていただきました。ちょっとね、この問題は疑問ですね、私は。理解してくださいという内容が乏しい。

例えば、よその町のも調べました。太良町が全面ですよ。太良町さんはやっておられます。調べました。ここは最初の1年間は一般会計繰り出しなんです。2年目からは過疎化

対策交付金を使っております。70%の補助があるそうでございます。財調は60億円あるそうでございます。起債は50億円程度だそうでございます。実質公債費比率は5%切っているはず。だったらできますね、だったらできます、全面無料化は。

うちの町も、町長が29歳で出てきて、自分の身を削って、報酬を半分にして財政改革に取り組んでこられました。そして、そのかいあって今何とか落ちついてきている状況下にあると僕は思っています。

だから、こういう問題については余りにも無謀過ぎて、これには理解を僕はできません。もう少し理解できるような御説明をいただきたい。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまのことで、私は反問権があるかないかわかりませんが、「うそつき」の言葉は何とか訂正をしていただきたいと。私は、「要綱は9月27日、定例教育委員会で作成しております」と昨日お答えしたと思っておりますので、そこはどうぞ、うそをついたという言葉をごひびき改めさせていただきたいと思っております。必ず、要綱は9月27日につくっているわけです。きのう持ってきていたわけですから、それをつくっていないとは私は答えた記憶はございませんので、よろしく願いいたします。

それで、確かに私どもは財調とかそういうことなく、子供たちに切れ目のない支援をさせていただきたいということで町のほうに申し上げました。そして、10月25日の定例教育委員会で決めさせていただいたものですから、12月補正の締め切りも間近で、28日でございましたので、そのところで財政課のほうに申し入れをして、そして審議をしていただいたということでございますので、その慌ただしさがあつたということで議会の皆さん方との連絡がしっかりできなかつたと言われたら、そういう考えもありましようけど、私どもは、教育委員会としては、この件で企画について検討してまいりまして、町のほうに何とか支援をさせていただきたいとお願いをしてきたところでございました。そういうところで、議会軽視とかそういうつもりは全くございませんで、学校給食のことについて進めさせていただいた。その手続上のことで議員の皆さんからいろいろ御指導、御助言をいただいておりますので、また改めていろいろと町のほうに御相談をしながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

教育長さん、うそを取り消してくいろというお話でございますが、教育長さんが、この要綱については議会終了後、終わりがけにここで言われたんじゃないですか。僕は、こうして見せました、これ2回ほど確認しました、出してくださいと。「ない」と言ったじゃないですか。言った覚えがないとか、そういう議論じゃないでしょう。よその町は、半年、1年かかってやっています。9月に要綱をつくつたということで、出して下さいよとお願いもしました。出さなかつたじゃないですか。出しておれば、もっと要綱を見ながら、質問の内容

は変わったと思います。事実そうじゃないですか、皆さん聞いてあるんだから。そういう答弁をされると人間ておかしなもので、感情の動物ですので、そうなりますよね。前倒しの話については、確かに議員さんからの質問はありました。議会全体がしたわけではございません。だとするならば、教育長として議員の皆さんにやっぱり御理解いただくような協議をしていない。僕は、4月1日からということしか頭になかった、僕はありませんでした。ほかの議員さんはわかりませんよ、どこからか情報をいただいて、こういうことよという話もあったかもしれませんが、僕にはそういう情報はございませんでしたので、お尋ねをしているところでございますが、余りにも無謀過ぎる、これは。いや、それは僕も理解しにくいもんね。当然、支援であろうと補助出そうと、これは確かにいいことなんですよ。今の時代の流れでやるべきだと僕も考えております。しかしやり方、議会というのは順序を踏まなきゃできない、これははっきりしている。それを怠ったということなんです。だから理解に苦しむんです。これ何カ月間でしょう、この前倒しの件は。9月ですから、要綱つくったのは。そうでしょう。違うんですか。だとするならば、4月からの案件につきましてはわからんじゃない、9月できたなら。要綱を出してくださいと、なぜ出さないの。我々議員は、一般質問は時間制限があるんですよ、できない、短時間で議論は、無理。わかってくれというのが無理ですね。やっぱり議員さんも、いろいろな意見、お考えをお持ちだと思います。と僕は思っております。よって、私1人質問を長くするわけにはいきませんが、これには納得できないという、私は個人的に思っております。まだ時間があるので、どういう形で接触してこられるかわかりませんが、この項についてはこの程度に質問を終わらせていただきたいというふうに思っております。

次に進み……

○教育長（矢動丸壽之君）

答弁をさせていただきます。

議員さんに、改めて思い出していただきたい。私は、登壇をして9月27日、こういうふう
に要綱をつくりましたというふうに議場のところで言うておりますので、それは御確認をして
いただきたいと思ひます。

それから、要綱を見せてくださいという、条例を変えているわけではないのです。上峰町
学校給食実施に関する条例、変わっていないのです。条例とか条例に関する規則で、その条
例に絡んで規則を変えるのであれば、規則は議会の誰にお見せするとか、あるいは場合によ
つたら規則は教育委員会で、掲示板のところで公示をするというそういうやり方もありま
す。要綱につきましては、これはその所管の長が、所属機関、あるいは職員に対してこうい
うふうにしなさいというふうに知らせるもので、要綱をこの議会の皆さん方にお示しをして、
それでもって出さなかったということではないと思ひます。私は、要綱はこれまで、教
育委員会でつくらせていただいた要綱につきましては、掲示、公示という形で、それが教育

委員会がして発行するということを出しているところでございまして、この要領につきましても、議会で認めていただきましたならば実際に動きますので、公示させていただきます。そういうふうな意味合いのことを、きのう申し上げたと思っておるところでございます。

とにかく、私が時間的になかったということもありますけれども、9月にそういう御提案もいただきまして、それで4月から実施するためには緊急やむを得ん、12月からぜひお願いしたほうがいいというところで動いてきていると。時間的なものは、吉富議員から言われたこと、時間のこの日数というのは確かに短いですが、これで取り組ませていただきたい。4月から実施をぜひお願いをいたしますということで町に補正予算をお願いしたというところがございます——ごめんなさい、4月から実施したいということですが、それを完全に実施するためには3学期、1月からそれを組ませていただきますと。これで何とか、そういう形で補正を組ませてくださいというふうに言っているわけがございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

私も、この程度で質問を終わりたいと思っていましたが、条例もあるよと、規則もありますよという話を今されましたけれども、この条項については、随分昔につくってある。上峰町学校給食実施に関する条例というのがございます。これは町が運営していたころの話なんです、この条例は。そして、この問題につきましては、滞納者が多過ぎて私会計に切りかえました。そうですね。切りかえをいたしまして、いろいろと条項は書いてありますが、この無料化に対する要綱というのをつくっていくべきであろうと僕は考えております。これは、上峰町が運営するわけですからね、この条例は。これありますから。そうでしょう。そして、私会計になっています。私会計ということになれば、行政からもう離れていますよね。そうでしょう、全然タッチしていないでしょう。そういうことも視野に入れながらやるべきだったんじゃないでしょうか。いかにも強引にお願いしますということじゃない。4月から実施するに当たっては1月からしたほうがいいと。それは早かがいいですよ、あしたからでもいいんですよ、早いほうがいい。何でも安かがいい、ただがいい。誰にもそう思っている。そういうことじゃ理解は通りませんよと僕は言っています。この条例をよくよく僕も読ませていただきましたけれども、これは行政が運営をしている時期のものであって、私会計になったときには、材料費の問題、全部集金は私会計でやりますということになっているはずなんです。そして、ことしの4月から新しく1億円近くをかけて整備されました。それには委託料も含んでいます。よかですか。そうしますと、もしこれが可決になったときに、受け皿ですね。それは要綱をつくったと言いきつから、きちっとあるだろうと。それは我々知る権利がある。でも、よそんとはそうなっています。もうネットに載っていますから、こうやって、詳しく厳しくなっています。隣のみやき町も段階的に考えてやっておられます。町では、太良町だけが全面的に無料化をされております。あそこはあそこの事情があるで

しょう。私たちの町にはそれなりの事情があると思います。そういうこともきちっと理解をして答弁をしていただかないと、がむしゃらにやろうとする意欲はわかる。余りじゃないですか、4月1日からの話が、ここ1カ月か2カ月でくらくらと変わって1月からやりますと、それは理解に苦しみますよ、教育長さん。そうでしょう。私はそのように思って、この項を終わらせていただきます。

○教育長（矢動丸壽之君）

条例のことでお話も出ましたけれども、この学校給食の食材費は、これは何もいじっていないわけです。保護者負担なんです。こういう条例を、これを何か町が給食費は食材費を全部保護者じゃなくて出しますよということであるならば、そういうふうに変えるということであれば、それは条例関係でひねらないかん。その条例をひねるならば議会の皆さんに御相談して、そしてこういうふうにしますということになります。私は、学校給食法で、この食材費は保護者負担だと明示されておりますので、それを、だから条例は一切ひねっていないわけです。そのひねっていないところで私会計の部分、自校方式になりました。それでもって、その運営をどうするかというのを所属の機関にこういうふうにしますよと要綱を作成したのが9月27日ですということ saying the way. その要綱は、この議会で、もう会計いいですよと認められて初めてその要綱は日の目を見るわけなんです。日の目も見ないものを公示するわけにはいきませんので、ここに持っているということだけでありまして、これは、実際にこの議会で認めていただきたいので、認めていただければすぐ教育委員会の前のところで皆様方にお知らせするというふうになることで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

もう質問終わりたいところなんですけど、まだそういったこのわけ口わからんごとと言われるので非常に戸惑っているんですが、一切食材は扱っていないとはっきり言われておるんですよ。しかしながら、材料費は父兄さんが持ちますよということに条例はうたってあります。これは扱っていないということであれば、今度は要綱では変えなきゃ無料化はできないでしょう。そうでしょう、違うんですかね。違うんですかね、僕は間違っておるかな。条例があるなら、条例のとおりにするならば無料化というのはできないでしょう。今、私会計は材料だけでしょう、やっているのは。違うんですか。中で委託業者が入ってやっている部分については、材料を供給して、それを確保して小学校、中学校に分けていただいいていくというのが委託料なんだろうと僕は思っています。そうでしょう。じゃ、単純に申し上げますが、その材料費を低減する、軽減していくというのは、条例が生きているならできない、扱わなきゃできないというふうになるわけですよ。そうでしょう、違うんですか。要綱は見せられんと、それじゃ話にならないんだよね。見せていただいて、受け皿は、金はこう流れていきますよ、どうしますよということさえお話は一切ない。見せられんなら、そこぐらいは答弁

すべきじゃないですか。違うんでしょうかね。あくまでも公金を動かすんですから、もっと慎重にやってくださいよ。決して反対しているわけじゃない、順序を間違っているから私はお尋ねしているんですから。そんな答弁したら町長立場ないよ。よくよくお考えをしておっていただきたいと思います。よかですか。

じゃ、先に進まさせていただきます。議長、よろしいですか。

○議長（寺崎太彦君）

はい。

○7番（吉富 隆君）

18ページの節の17. 用地購入の件でございます。これも新規事業でございます。

これも、今何で補正かと。これも当然、当初予算で組んでいただいて、議論の場を設けるべきであろうかなと思っております。その件について、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

○文化課長（原田大介君）

ただいまの吉富議員の御質問でございます。

米多浮立会場周辺用地購入費ということで12,555千円計上させていただいております。内容につきましては、老松神社の北側の県道との間の土地、空き地がございますが、そこが3筆ございます。合わせて1,268平米。地目につきましては、1筆ずつ、畑と田んぼと原野となっております。

それから、浮立の一番最初と最後に打ち出しと打ち込みがありますが、上米多公民館東側の瑞応寺跡のお堂の北側に現在空き地がございますが、これが2筆で、地権者さんは1名です。127平米、いずれも2筆とも原野となっております。この5筆につきまして今回、合計で1,395平米の土地の買い上げを計画させてもらっているところでございます。

浮立の際には、この両側の2つの土地につきましては、保存会が現在、地権者さんに借りられて、老松神社の北側につきましては、来賓や関係者の駐車場用地として主に使われておりまして、瑞応寺跡の北側の用地につきましては、浮立のサイフリとかモリアシとかササラとか、子供たちがその土地を使わせてもらって浮立が奉納されているというところになっております。

予算の中身につきましては、土地の価格と単価ということで、いろいろ近隣の例を調べまして、まず町道の買収単価につきましては7,200円という価格がございます。平成28年度の土地の小売価格が1月1日に発表されておりますが、これが宅地で11,800円、これを町道買収単価の表にあります掛け率で計算しますと約6,200円。それから、当該用地の一部が平成17年度の神埼北茂安線の拡幅に伴いまして県の買収の用地となっております。そのときの田んぼ、畑の買収単価が12千円という価格で売買されております。平成17年から28年までの土地の価格の変動率が約70%となっております。ですから、3割減ですね。ですので、12千円

に70%を掛けると約8,400円という価格が出てまいります。

それと御承知のことと思いますが、今現在、ちょうど老松神社入り口の県道の3差路の東側にごぞいます宅地が現在、売買に出ております。不動産屋さんを確認しましたところ売買価格が9,800千円ということでございました。建物につきましては結構経年がしておりますので、評価額についてはほとんどないと。丸々土地代と考えてもいいでしょうという担当者のお答えでしたので、それを面積で割りますと平米単価が、宅地でございますが8,876円という額が出てまいります。ですので、この8,876円という額をとりまして、一応予算的には平米単価9千円で1,395平米の土地の買い上げの予算とさせてもらっています。

なぜこの時期にという御質問ですが、保存会がかねがね、あの土地が私有地でございますので、地権者さんの都合で、異動があったりすると浮立を打つのに支障が出てくると。ぜひ機会があれば確保したいということは前々からおっしゃってございました。今回、事前に地権者さんと折衝をされておまして、老松神社北側の土地につきましては、地権者さんも浮立の周辺用地として提供できたらというような御希望を持っておられることが確認できましたので、この機会に予算を上げさせていただきました。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、1,268平米の中には田んぼがあるということですね。町買えるの、田んぼ。ちょっとわかんないので、教えてくださいか。

○文化課長（原田大介君）

田んぼを田んぼとして買えないと思います。ですので、何らかの用地として取得するという形になると思います。これは去年とことし行わせていただきました、八藤遺跡の買い上げについても一緒だと思います。

○7番（吉富 隆君）

八藤遺跡の部分とは、若干これ形態が違うのではなかろうかと思っております。特に、この転用問題等々については非常に時間がかかるんですね。単価の問題どうのこうのじゃなくて、時間がかかる。そうしますと、この1,255千円というのは、地権者と交渉済みでしょうか。

○文化課長（原田大介君）

まだ価格については提示をしてはおりません。

○7番（吉富 隆君）

よくよくそんな答弁ができるね。まだ交渉もしていないのにさ、自分勝手に単価をはじき出して上程する、あり得ないですよ。確かに、米多浮立というのは無形文化財の指定でありますし、町長さんもかなり力を入れて予算を国から取ってきてあるですよ。そういう流れの中で課長、まだ本人さん、地権者と交渉していないのに12,555千円とか上げていいの。ここ

はできないだろうと思うんですよ。交渉をしていただいて、農転もしていただいて、そして単価を決めて予算を組めばいいんじゃないですか。わざわざ12月にする必要ないんじゃないのかなという感じはしています。買うなどかどうのこうのと言っているわけじゃございません。余りにも、先ほどの案件と一緒に、今なぜとクエスチョン出ますよね、課長そうでしょう。そこら辺については、非常に疑問点が多過ぎるこの補正の組み方であろうかなというふうに僕は思っていますし、ほかの議員さんはどうかわかりません。僕はなかなかこれは難しいねと思います。きちっと単価を交渉していただいて、駐車場として与える、町の財産になるわけでしょう。そういう手続の順序というのを怠っておられるんじゃないですか。課長さんも、お勤めになって何十年になりますか、何年そこにおられるんですか。そのくらいは常識でわかるはずなんですがね。やっぱりここら辺については、町長が一々するんじゃないんですよ、これは。課長さんたちがきちっと根回しをして、こうなりましたと報告するんですよ。そうでしょう。もう話ついたかと、町長はその程度でいいんですよ。課長、決して町長をかばうわけじゃない、町長職てそんなもんですよ、僕はそう理解しています。課長さんたちがしっかりと、予算計上をするならこうこうしかじかでここまで進んでいますので、間違いなくできますよという報告を町長にしなきゃ。余りにも建設課長さんの案件にしても、原田課長さんの案件にしても、冒険がひど過ぎると僕は思います。よって、これについては理解に苦しんでいるところがございますので、ほかの議員さんの御意見もあるだろうし、僕はそう思っていますので、この程度に質問は終わらせていただきたいと思います。

以上で僕の質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

18ページと19ページ。18ページの一番上の工事請負費、町民センターホール用空調設備更新工事、これは繰越明許で計上されております。計画によりますと、これは大川議員の質問集の中で生涯学習課の中の町民センター空調設備改修工事ですかね、140,000千円というのが上がっておりますけれども、この絡みで、この35,000千円はとりあえず29、30でやるというようなことのようにございますけれども、この140,000千円の計画との絡み、関係、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

それから19ページの修繕料の中央公園のスピーカー、先日も12月10日の少年野球教室に参加させてもらったんですけれども、江川選手のお礼の言葉の中で途切れ途切れで非常に聞き苦しい点があるようですので、これはきちっと整備をされるかと思っておりますけれども、その内容、2点お願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、ただいま碓議員より御質問いただきました18ページの上段のほう、社会教育費の工

事請負費、町民センターホール用空調設備更新工事と、大川議員の資料の中での140,000千円との関係並びにこの工事請負費の中身について御案内をさせていただきます。

昨年度より町民センターの空調の調子が悪くて、いろいろと点検業者、またはメーカーと相談をしておりました。そして、全体を交換するのであれば140,000千円というのが全体事業でございます。今回、まず御提案しております35,000千円につきましては、この140,000千円のうち室外機——通常、御家庭のエアコンとイメージしていただくとありがたいのですが、外の室外機に当たる部分についてふぐあいを起こしておりますので、その工事費になります。3台あるうちの1台の調子が悪いということで当初、原因究明等を行っておりました。いろいろと点検、またメーカーに御確認していただいたときに、耐用年数を随分過ぎておって、本体3台については、耐用年数を過ぎて随分に故障が来ていると。また、それを全体的にコントロールする基盤が壊れておりますと。3台のうち1台が動いていなかった原因は、その基盤自体が壊れているということでもございました。メーカーのほうに、ここをオーバーホールなり修繕をお願いできないかということで検討をしていただきましたが、耐用年数、また部品の調達の9年をも過ぎておまして、その室外機の部品も調達できませんでした。今回御提案させていただくのは、一体的な室外機の取りかえ工事ということで御提案をさせていただいております。さらに、全体としての140,000千円、残りの室内機につきましては、今後、防衛庁の補助をいただきながら工事を進めていきたいということで今、防衛庁のほうと相談をさせていただいているところでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

そうすると、今回の35,000千円というのは室外機の3台分をやるということですかね。140,000千円というのは、いわゆる室内と室外を合わせた修繕等が140,000千円。140,000千円の中で35,000千円を29、30で先行すると、室外機の手当てということですかね。室内機等を含めては、防衛庁との折衝をして、そこら辺の手当ても、空調関係もやるということですかね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今、碓議員に確認いただきましたとおりでございます。

続きまして、19ページ上段の保健体育費の修繕料、中央公園スピーカー等973千円でございます。

先日もお聞き苦しい点が多々あり、大変申しわけなく思っております。照明のところ、南側と北側にスピーカーがついております。今回、北側のスピーカーが設置後14年を経過いたしまして、音が出なくなってしまうております。音が途切れ途切りに聞こえたり、声がうまく表現できないということになっておりますので、そのスピーカーの更新をさせていただきます。

今回ありますスピーカーにつきましては、同じ音量を出すために、現在ありますのが小型のスピーカーが商品としてあるということで、小型のスピーカーを6台設置させていただいて、現在と同じ音量が出るように精度設計をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

この公園は、利用する団体がそれぞれおられるようでございます。私も1団体に入っておりますけれども、利用するときに、どうしてもスピーカーのふぐあいで――大会によっては200とか300とか参加されるケースもございますので、ここはきちりとスピーカーの修理をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

本当にありがとうございます。議会終了後、すぐに修理に取りかかりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

説明書の6ページをお願いします。

雑収入の関係で、上から2番目に、消防団退職報償金が1,520千円ほど減額になっていますが、これの説明をお願いします。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは6ページ、20. 諸収入、4. 雑入、2. 雑入の中の説明の欄の上から2番目、消防団退職報償金△1,522千円でございます。

これにつきましては、各部の消防団を対象に退職された方への報償金でございます。当初につきましては人数の把握が当初予算のときにはまだできていませんので、通常、3,000千円の予算を当初組んでおります。最終的に今年度になりまして、退職希望者ということで5名出ております。5名の退職希望者の退職金が全部で1,478千円となっておりますので、当初3,000千円組んでいたものを、今回差額の分の1,522千円を減額したものでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

はい、わかりました。

次に、今度は7ページ、節の3. 職員手当等の関係のところの下から2番目、退職者特別負担金6,340千円という数字が上がっていますが、これの説明をお願いします。

○総務課長（江崎文男君）

ここに上げております退職金の金額6,340千円ですけれども、本町におきましては早期退

職者につきましては6月末に調査を行っているところでございます。要するに、上峰町の勸奨退職要綱にのっとり調査を行います。その中で、今年度につきましては、3月末の退職者以外に2名の早期退職者が出ております。その早期退職者に対する割り増し分の退職金の金額でございます。これにつきましては、本町のほうから佐賀県市町総合事務組合のほうに金額を算出いたしまして、そちらのほうから通常の退職金と別途に支払われるものでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

わかりました。

次に行きます。今度は9ページをお願いいたします。

9ページの款の2、項の2、目の2の節の12. 役務費でコンビニ収納手数料というのが上がっておりますが、今後につきましては、いろんな証明書等がコンビニで取れるものがふえていくわけですね。そうすると、今現在、土曜開庁をされて、そこで例えば税務課の皆さん、あるいは住民課の皆さんとかが勤務をされて、そしてふだん来られない方に対するの証明書の発行とかの利便性を図るということで行われているかと思いますが、今後、コンビニ関係でいろんなやつが出せるようになったとするならば、この土曜開庁についてはどうか。整合性というか、その辺でこれは要らなく——要らなくというか、廃止してもいいかなという感じがしていますが、その辺についてどういうふうにお考えか、お尋ねします。

○税務課長（坂井忠明君）

ただいまの大川議員の質問でございます。

この予算のほうから若干離れるかとは思いますが、土曜開庁につきましては、現在のところ隔週土曜日、月2回行っておりますが、税務課のほうでは、コンビニ交付が始まったとは関係なく来庁者が少ないわけですね、実際のです。過去5年間で120回ほど機会がございましたが、そのうちに来庁者があった日というのが53%程度、2回に1回は来庁者がいないというような状態でしたので、そういう意味で、税務課といたしましては来年の4月から土曜開庁については取りやめる方向で今決裁をいただいているところでございます。住民課のほうは別途また理由があるかと思えます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

住民課も土曜開庁で勤務されていると思いますが、その関係についてはいかがですか。

○住民課長（福島敬彦君）

大川議員の御質問でございます。

住民課におきましても、現在隔週、税務課と同じでございますが土曜開庁をして、印鑑証明、または住民票、それと戸籍の関係を発行しているところでございます。その中で、昨日

まで検証をしまして、職員のほうが東京のほうまで検証に行きまして、コンビニ交付の実施ができるということになりました。実施が来年の2月1日からコンビニ交付の多機能型の端末によって、個人番号カードを利用しまして取れることが可能ということになりました。ものですから、うちのほうといたしましても、そういったことでの時間外の利用等も可能になってくるということになりますので、今年度いっぱいをもちまして、土曜窓口開庁は一応終了をいたしたいというふうに考えております。しかしながら、当然にして今後、コンビニ交付のシステムはでき上がりました。しかしながら、やはりカードの推進、カードをつくっていただく推進というのは当然にして必要になってまいりますので、そういったことも鑑みまして今御提案をして決裁をいただいているところが、毎週火曜日、1週間のうち1回、電話等で、そういうのに利用したいので、カードの交付をお願いしたいという予約を受け取りまして、その予約をされた方に対しましては、その週1週間、職員に2時間程度の超勤をお願いいたしまして、そして交付の推進に努めていくという方法をとっていかうという考えでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、税務課長、住民課長、それぞれからお答えをいただきましたが、今後については当然考えられていると思いますが、来年度からは土曜開庁が廃止になるということは町の広報なり何かでお知らせを十分されて、皆さんが間違われぬようにちゃんと対応をしてもらいたいと思います。

次に行きます。今度は15ページをお願いします。

15ページの消防費のところの節の19. 負担金、補助及び交付金のところで、鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金が623千円ほど上がっていますが、金額は小さい金額でありますけれども、これはどういうふうなことで増額になったものか、お知らせいただきたいと思えます。

○総務課長（江崎文男君）

この金額につきましては、鳥栖・三養基消防署のほうで平成26年度にアナログ無線からデジタル無線に変更をしております。そういう中で、26年度工事を完了いたしまして、27年度よりその使用開始に伴った負担金が、要するに維持管理ですね。デジタル無線に対する維持管理が出てきますので、それにつきましてはの負担金になります。よって、この金額623千円につきましては、昨年度で維持管理が発生した分を今年度で支払うということになっておりますので、その分の上峰分の負担金ということになります。

○8番（大川隆城君）

1年おくれで負担金を出すということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）これはこれ1回きりですかね。

○総務課長（江崎文男君）

いや、これにつきましては毎年維持管理が発生しますので、これについては負担金として出てまいります。ただし、このデジタル無線の維持管理の負担金については普通交付税の対象にもなっておりますので、1回、町のほうに入った分を出すというような形になります。

○8番（大川隆城君）

そうすると、これ毎年のことだということであれば、年度当初に組合負担金が幾らと来るですよね。その中に包含して言うてくるという格好になるわけですかね。

○総務課長（江崎文男君）

この分については、多分ことし初めて負担金が発生しておりますので、別途になるのか、今のところ29年度の負担金についてはこれを加味したところで鳥栖・三養基地区消防事務組合からは請求は来ていますので、多分今後は当初予算の中での予算算出というような形になるかと思います。

○8番（大川隆城君）

今のわかりました。

次に、19ページをお願いします。

災害復旧関係で、農林災害の委託料が1,720千円、それから公共土木災害関係で1,820千円上がっていますが、これのそれぞれの説明をお願いします。

○建設課長（白濱博己君）

まず、農林災害の件でございますが、これにつきましてはことし6月22日の大雨、豪雨によりまして災害が発生いたしました。農林施設災害関係では、鎮西山周辺ののり崩れ等々でございます。全部で4カ所ございました。五万ヶ池へ行く道路の両サイドののり崩れなり、また、鎮西山林道北部のコンクリート床版崩れということで、これは議員さんのパトロールでの御指摘があった分でございます。

それから、公共施設災害につきましては同じく6月22日の大雨で、これは鳥越川の災害が5カ所、それから屋形原川の災害関係が1カ所、あと屋形原東分等々で2カ所ということで全部で8カ所の災害地区でございました。この件につきまして9月に予算をお願いし、今現在、起工伺いを出してございまして、12月末に入札の運びでございます。農林災害では、1工事、公共災害は3つの工事に分けまして入札をする予定でございます。よろしく願い申し上げます。（「はい、わかりました、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（田中静雄君）

二、三点御質問をいたします。先ほども質問があったと思いますがけれども、関連して質問します。

16ページが一番上段の学校給食費補助費のことについて質問をいたします。

9月の定例会で、教育長のほうから上峰町外の中学生にも、上峰町に在籍しておればそれも補助をしますよということです。この無料化に対しての要綱というのは私は持ち合わせておりませんので、わかりません。

そこで質問をするわけですが、これは間違いのない、それも要綱に載っていますか。

○教育長（矢動丸壽之君）

確かに、要綱の中に補助対象者として記載させていただいております。

○3番（田中静雄君）

町外の中学生にも補助金を出しますよということですが、例えば、中学生でもいろんな学校に行かれる方が多いと思います。鳥栖の香楠中学校とか、致遠館とか、弘学館とか、東明館とか行く人も中にはおると思います。その辺の給食がどうなっているか全て私は知りませんが、香楠中学校、あそこは弁当持ちですもんね。弁当を持っていっておるんです。それを承知の上で香楠中学校に行かれています。そこの方の助成というのはどうなるんですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

私どもが御提案をお願いしているのは、学校給食費の支援、補助でございますので、学校給食を、しておられるところを対象に考えているところでございますので、したがって、そこは要綱には載せておりません。

○3番（田中静雄君）

ということは、弁当を持参で中学校に通っている生徒は対象外ということになりますね。それでいいですかね。わかりました。確認のためにいたしました。

もう一つ、一般質問の中でもいろいろこの給食のことについては私もですが、同僚の議員も質問をされたと思います。その中で、教育長の答弁の中で、学校給食の無料化によって学力向上を図っていくと、そういう発言がありました。間違いのないと思いますけれども、学校給食を無料化にすることによって、学力向上とどういう因果関係があるのでしょうか、お願いいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

私の説明が不十分であったのかなというふうに思いますけれども、私はきのう申し上げましたのは、文科省できめ細かい調査を1年かけてされたお茶の水女子大学の資料、結果から、塾とかいろいろな——塾だけではありません、ピアノ教室とかいろんなもの、学校帰りの活動費、学校教育費外の活動費、そういうものにお金をどのくらいつぎ込んでおられるかというその世帯の子供さんの全国学力・学習状況調査での平均正答率が、大体10千円から15千円台のランクのところにあるわけですので、だから、今現在——うちの場合にはばらつきがありますけれども、活用力を問うB問題については低いところにありますので、その補助、学

校給食で月5千円内外のお金をそういう活動費に充てていただくことによって、そこに回していただければ、例えばですけど今5千円の補助、そこを5千円にすると10千円になってワランク上がる、15千円ぐらいのところは20千円に上がっていったらもっと上がるのではないかと、そういうふうな調査が、家庭で子供にどれだけの学校教育外活動費を充てておると、その関係から、じゃ、上峰もその学校給食のお金をそちらのほうで——それは家庭でどう使われるかは、それは全く御自由ですけれども、それは食育でもありましょう。食事をよくされたらまた学力上がるかも。とにかくそういうふうにして子供に回していただければ、学力が上がるんじゃないかと、文科省が25年度に1年間かけたそういう資料がありますので、それから上峰がひとつ支援をしていただければということで教育委員会で話をさせて、町にお願いをしたところでございます。

以上、御理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○3番（田中静雄君）

なるほど、その給食費の無料化になった分が学校外でのいろんな活動をすることによって、いろんな面で学力向上につながるんじゃないかというお考えだと思いますけれども、本当に直結するんでしょうか。私は非常に疑問に思います。だけれども、これは教育長の一つの考えですから、考えが間違っているとかそういうことは私は全く言うつもりはございません。一応確認のために質問をさせていただきます。この項はこれくらいで終わりたいと思います。

もう一点、18ページの、先ほども同僚議員からの質問がありましたけれども、目の文化財保護費ですね。その中ほどの用地購入費というところがありますけれども、この米多浮立会場周辺用地購入、この用地というのは、年間どれくらいの頻度で使われているんでしょうか。具体的に教えてください。

○文化課長（原田大介君）

老松神社の北側につきましては、現在、米多浮立で使われるときに、先ほど申しましたとおり御来賓の方々、それから関係者の方々の駐車場として使われております。瑞応寺跡地の北側の土地につきましても、浮立の本物のときに打ち出しと打ち込みの場として使われておるところでございます。

以上です。

○教育長（矢動丸壽之君）

私のほうから少し補足をさせていただきます。

この用地の分でございますけれども、私も先日からずっと区長様ともお話をしておりました、そのときにお話が出てきたのが、昭和28水のときに、あの老松神社が家畜をあそこに上げて水難を免れたと、家畜がそこに全部集まってきた、そういう話を区長さんからいただきまして、そしたらそこは本当にいいですね。そうすると、住民の方が1次避難場所としても使えますねというふうなお話を、あの広場はそういうふうな多目的広場にもできるので

はなかろうかということで今御相談——私個人的でございますけれども、話をして、町としてもそういうのをしていくと、老松神社でまず前牟田の人が集まられて、そしてさらに坊所の、例えば中学校の付近へ行くとか、そういうところにまず第1次避難場所にもなりますね。そういう用地があれば、農機具とかいろんなものをまず——今何事が起こるかわかりませんので、そういう用地として使えますねというふうな話をさせていただいているところでございまして、ちょっと補足をさせていただきます。

○3番（田中静雄君）

老松神社のお祭りのときに使われているという文化課長さんからの御答弁でしたけれども、そしたら、年間にそれは何日になりますかね。お願いします。

○文化課長（原田大介君）

浮立が2年に1回打たれますので、その2年に1度、土曜日、日曜日に2日間使われるということでございます。（「はい、わかりました、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。議案審議の途中ですが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、4時20分まで休憩いたします。休憩。

午後4時5分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○5番（漆原悦子君）

関連ですけれど、16ページの一番上、学校給食費の補助金11,000千円についてですけれども、以前、学校給食が委託になるときは準備委員会ということで二、三年ほど協議をしたことがありました。

先ほども何回となく言われていますが、9月の定例会で来年の4月から無償化にするということで、今回、12月定例で前倒しでという話が出てきていますけれども、上峰町学校給食委員会という組織が規則の中にありまして、そちらのほうで学校給食の運営とか要綱とかを審議する場所があるんですけれども、今年度に入ってから——立ち上げのとき、たしか3月の終わりごろか4月の頭に一度、運営委員会をされたかとちょっと記憶をしています。今、手元に資料がありませんが、それ以降、基本的には今まで毎学期に1回あってははずですけど、このところあっておりません。

そういう中でも審議がなされないまま、きょうの予算の要求になっているわけですがけれども、こちらの部分では、町の学校給食運営委員会の中には小・中の校長先生、PTA代表6名、それから学校医、養護の先生、薬剤師、保健主事の先生とか、総勢18名で運営されていて、その中でいろんなことを協議する場なんですけれども、そこにも相談がなく、逆に言えば一方的にいいことだからと言われるかもしれませんが、無償化の話が前倒しになっているわけです。

私も以前、学校のお世話をずっとしていましたがけれども、そういう場もこの運営委員会にかけられて初めて小・中学校の保護者代表の役員会にかけられて、それから保護者に全部通達が行くんですね。その小・中学校の運営委員会できちんとどうだろうかとまた審議をされて、そういう意見の場があったんですけれども、今回は全くそれがなくて、4月からの学校給食費無償化の話、そして、今回の1月の前倒しの話が来ているんですけれども、そういうところをきちんと経由しないと、保護者の皆さんもいいとおっしゃられる方と、いやまだちょっとと言われる方とかいろいろあると思うんですけれども、その辺の考え方はどうなっているのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これは私が就任しまして、学校給食について、学校給食運営委員会に諮らなければならない組織体になっていることを知りました。

すなわち、私は自校方式給食に戻したいというつもりで平成21年に就任しましたが、その直前に6年契約を結ばれておりまして、1期4年の範囲の中で自校方式に戻すことができないということで、加えて、さまざま学校給食について自分が望む形に対応を変更していただきたいと教育委員会に言うためにいろいろ資料を拝見しましたが、学校給食運営委員会が議決しなければいけない——ただいま漆原議員が言われたように、学校関係者と議員の皆様方が入られておられましてね、学校給食運営委員会に諮らなければ物事が進まないような形になっていたのです。

これはどういう組織なのかということでもいろいろ調査をしておりましたがけれども、法律上で申し上げますと、やはり附属機関の位置づけなんです。附属機関にしても準附属機関にしても、これは執行長、この場合でいうと教育委員会の長であります新教育委員会制度の教育長の諮問があったときに、要するにこうした内容について調査をお願いします、あるいは審議してほしいというときに開かれるものであるべきなのにもかかわらず、そういった議決までですね、ここの了解がなければ執行長が執行できないような、判断できないような、そういう組織をつくられておりました。

法律の先生に見てもらいなさいと、加えて、これが適切な組織のあり方なのかどうかちゃんと調査するよというのを指導したことがございます。その中で、学校給食運営委員会が平成21年の私が就任する直前に規約改正をされておりましたので、これについては見直

していただくように指導した後に、多分漆原議員が言われましたように、毎年開かれていない理由も毎年開く必要がないのか、あるいは諮問する内容がないのか、あるいは協議する内容が執行長である教育長になかったということなのではないか、それは言い返せば、学校給食が円滑に進んでいたという時期があったからではないかと思います。

異物混入等がありまして、その際におきましては学校給食運営委員会の開催をされたと聞いておりますし、今後におきましても、執行長である教育長の諮問に応じて学校給食運営委員会が開かれるよう、要綱あるいは規則ですか、どちらで定められているかわかりませんが、改正の必要があるというふうに私は認識をしております。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま町長さんから説明をしていただきました。

学校給食運営委員会に関する規則の第6条には教育委員会の諮問ということでございますので、私たちから御相談のことがあれば御審議をいただくということでもあります。

それから、この4月からは自校方式にさせていただいているんです。小学校の校舎の一部、この部屋を使って学校給食を提供させていただいている。したがって、名前も上峰小学校給食室ということでは言っているわけです。だから、校長の管理下に入っているわけでございます。校長がその運営という形になっていくわけでございますので、したがって、学校給食の実施に関するところは、そういうふうに自校方式の運営組織に変更していかねばいけないということになりますので、これは教育委員会のほうで研究しているところでございますので、今までの学校給食運営委員会、共同調理場方式ではないというところの御理解をお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

今、自校方式になっているんですけれども、共同調理場ではない。以前は共同調理場という言い方をされましたけど、そのときは役場が全面的に給食費も集めて全部やっていて、滞納がふえて、保護者の私会計に賄い費だけですね、材料費だけだったといういきさつがあるんですけれども、そこだけしか変わっていないかと思うんですけど、たまたま賄い材料費が保護者の管轄になって、そのほかは全く変わらず、ただ委託費が町から今までは出ていて、それが今、契約が中止になって、またもとのように戻ったというだけのことでないんですかね。

○教育長（矢動丸壽之君）

自校方式の組織と運営は、教育委員会の下に学校長が入ってまいります。その下に学校給食運営に関する委員会を校長を中心にして、教育委員会と協議をしていただきますけれども、それで委員会がつくっていかれると。学校長の、言うならば施設長が学校長というような形です。

学校給食を実際するのは設置者である町、あるいはその所管である教育委員会ですけれども、それは学校給食を実際運営する場所の長が責任者となって、以前、共同調理場のセンター長がおられたというその長が学校長にかわるということでもあります。

○9番（原田 希君）

今の関連ですけど、ことしの4月からですよ、自校方式を再開されたのは。であれば、今からその辺の整理をしていかんばという話じゃなくて、その時点で整理しとかんばいかん話じゃなかとですかね、今の話は。そこは教育長、私、一般質問のときから言っていますけど、事務処理が余りにもひど過ぎないですか。ちょっと答弁をお願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

上峰町学校給食実施に関する規則の一部を改正する規則という形で、一応教育委員会では既に決めていただいているところでございます。

以上です。

○9番（原田 希君）

いや、先ほどのやりとりを聞いていたら、今からその辺もきちんとやっていかないといけないということを言われていましたよね。お答えください。

○教育長（矢動丸壽之君）

自校方式に関しては、こういう規則を変えておりますので、そういうこともきちっと御説明をしていかなければいけないと。運用につきましては規則ですので、一応教育委員会で決めさせていただいているというところでございます。

○9番（原田 希君）

そいぎ、もう規則は変えられているということですか。

先ほどのやりとりの中で、学校長が何というのですか、長になるというのをきちんとこれから整理していかなきゃいけないというような発言をされたと私ちょっと思いましたので、それはもう既にやっておくべきことじゃないかということで今御質問させていただいたんですけど、それはもうきちんと整理をされていると、規則もそのように変えられているというふうに判断してよろしいですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

これは4月1日から自校方式になってきたものですから、ずっと検討をしております、既に教育委員会で規則を審議していただいて、案を消しました。

そういうことで、既に教育委員会としては規則の改正については済ませておりますけれども、私がこれからするような表現をしたとすれば、現在形で言ったということであれば、それはもう済ませていただいているということでもあります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（漆原悦子君）

じゃ、給食が無償化になるということで、先ほどは町外に通学している給食のある学校の生徒さんには補助をするけど、お弁当を持っていらっしゃる方には補助をしないというふうな言い方をされておりましたが、生徒に給食無償化をすれば、教職員の先生たちも今までは賄い費の実費だけは負担をされていたはずなんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

職員は学校給食を食べていただくんですけれども、それは実費、食費をいただくということになります。上峰の児童・生徒の給食費でございますので、職員は今までどおりというふうに考えていただきたいと思います。

○5番（漆原悦子君）

今、教職員の先生方は実費ということでしたが、この話が出たときに、無償化になるという話で、じゃ、先生方は多分給食を食べないよねと、どうなるんでしょうかというふうな話も保護者の間から出ていました。自分たちだけお金を払う——食べる分ですから払うのは基本ですけれども、そこに無償と実費というのがあるので、その辺はどうなるんでしょうかという質問も結構あっておりましたのでちょっと質問したわけですけれども、いろいろ確認すべきことが多いと思うんですよ。

ですから、そういう組織を変えてあるのか知りませんが、今までは組織の運営の中で、そこで諮ったら小学校におりてというふうなシステムがきちんとでき上がって、今のお母さんというか、保護者の方もそれを理解してあるので、何で役員さんたちから言われなくて真っすぐ来るのかというのがあるので、その辺はきちんと精査してわかるようにおろしていかないと、誤解があったりいろんなことが出てくるんじゃないのかなと思いますけれども、その辺はきちんとしてもらわないといけないのかなと思っています。

○町長（武廣勇平君）

今言われたのは、この議会、住民の代表である議員の皆様方と我々で議論をしっかりと、今いただいたようなさまざまな論点で議員の皆様方が検証していただいて、事業を鍛え上げていただくと。そういう視点ででき上がった事業、制度については、周知をしっかりとしていくということになると思います。

また、住民の皆様方の御意見を聞く方法、また、保護者の皆様方の意見を聞く方法はいろんな手法があると思っております、アンケートをとるだとか、いろんな方法があると思いますが、学校給食運営委員会という組織は法令上認められない、そういう不適切な組織体になっておりましたので、あの場をつくることは、私としては適当ではないというふうに思います。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（井上正宣君）

19ページですが、先ほど質問があつておりました中央公園スピーカーの件です。

先ほど教育委員会事務局長のほうからスピーカー6個ということで、これはどういった形のスピーカーですかね。私も専門ですので大体わかるんですが。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

現在、外の照明灯のところに、縦に細長い外部スピーカーがありますですね。当然防水防磁のスピーカーでございますが、それと同等の商品に変更するという事で予定をしています。

以上です。

○6番（井上正宣君）

じゃ、今までつけてあるのと同様の形のスピーカーですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

形ですが、現在、細長いのが4つついています。中にスピーカーが3つぐらいずつ入っていたと思いますね。現在あるのがもう少し小型のスピーカーでしたので、先ほど御案内したんですが、同じ音圧を出すために今度は6台つきます。そして、現在の4台と同じ音圧が出るように調整をして取りつけます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

では、そのスピーカーが悪かったのか、アンプのほうの端子の部分からふぐあいが出たのか確認されましたか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

そちらは点検のほうでしていただいて、スピーカー本体が故障していたということで報告を受けています。

以上です。

○6番（井上正宣君）

そのスピーカー本体の取りかえが973千円ということですかね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

おっしゃるとおりでございます。

少し補足をすれば、スピーカーが6台、あとスピーカーのところにトランスという部品がございます。そちらが2台ですね。あと取り付けの消耗品等がございます。——恐れ入ります。

スピーカー自体が700千円でございます。先ほど確議員から973千円の御案内をいただいている中には、小学校グラウンドの体育館の防護マット、コンクリート柱が7本あります。

そのコンクリートマット7枚の取りかえ、272,160円、こちらも含んでおりました。大変申しわけございません。

つきまして、中央公園のスピーカーにつきましては、700千円の予算を計上させていただきます。大変申しわけございませんでした。

○6番（井上正宣君）

それは縦型の1個の金額ですね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

縦型1台が105千円と見積もっています。それを6台で、630千円のスピーカーになります。

○6番（井上正宣君）

通常ですと、地区の放送なんかされておりますトランペットスピーカー、これは耐用年数が非常に長いんです。しかも、あれは30ワットから35ワットぐらい出力があれば、大体中央公園から江越集落辺まで聞こえるんですよ、到達距離が。だから、ああいう縦型のよりもトランペットスピーカーにかえて、そういう箱型じゃなくて、30ワットを2個でもいいんですよ。1個が大体100千円ぐらいですから。そうすると金額的にも大分安いですね。それを全部取りかえて、4つにしてもこの金額にはならないと思います。到達距離ははるかに遠くまで飛びますから。耐用年数も長いんです。それは私の経験からわかっておりますから、そういうことで、もう一度審議していただいたらどうかなと思っておりますが、どうですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御提案いただきましたトランペットスピーカーにつきましては、指向性が高い、そして、距離が出るスピーカーであろうと存じております。

今回、中央公園のほうで行いますのは、100メートルぐらいの広さのところによく隅々に音を届けたいということで、6台を角度をつけながら全体的に御案内できる。そして、100メートルのグラウンドの中でしっかり音が聞こえて、それ以上遠くのところに音を飛ばす必要は余りありませんので、中央公園の中できれいに聞こえるスピーカーということで検討させていただきます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

それでは、そのスピーカーだけが問題で、アンプそのものに対しては異常はなかったんですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回、アンプのふぐあいについては、報告は受けておりません。

○6番（井上正宣君）

私の経験から申しますと、スピーカーが問題なのか、アンプが問題なのかという過程があります。例えば、アンプのステレオの端子が2つあれば、片方の端子でふぐあいが出ると、

スピーカーはよくても異常が発生します。だから、そういうのもスピーカーを取りかえて、テストをしてみて、そして、アンプも耐用年数が大体あるわけですから、メンテを含めて調査をされた方がいいんじゃないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。確かに、アンプについては耐用年数があります。それから、ケーブルにつきましても、もちろん端子につきましてもあろうかと思えます。今回は点検したところ、スピーカーのふぐあいということでもありますので、御提案をさせていただいております。今後、またアンプの耐用年数、ふぐあい等が起これば、順次修理をさせていただければと思います。

また、確かに今回、北側のスピーカーを提案させていただいておりますが、南のスピーカーについても若干音圧が落ちてきているというふうに報告を受けておりますので、引き続き調査していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○6番（井上正宣君）

続いて次の質問ですが、ここに消防施設費を組んであります。防災行政無線の件ですが、これは先般からいろいろ問題になっている雷の対策、避雷針のことで。

雷が落ちて、その機能が出なくなったということが全国で何カ所か出ているんですね。この対策は講じられておるわけですかね。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの避雷針の件については、現地のアンテナ塔についての横に避雷針は設置しております。

ただ、先ほど議員のほうからおっしゃられた避雷針に落ちての異常というところにつきましては、私もちょっと関知していませんので、改めて業者、管理会社と協議して、そこら辺はどうかということを再度調べさせていただきたいと思えます。

○6番（井上正宣君）

これは、例えば上峰庁舎が基準になっておると思うんですが、避雷針があっても真っすぐ通信機器に入って、電気が逆流してくる場合もありますし、そういったところで全機能が失われるということがあったそうです。だから、その雷をよける避雷針の下にもう一つ避雷針の機器をつけなくてはならないと。その機器が高いらしいんですね。1個が2,000千円ぐらいするらしいんですよ。

だから、この防災無線の設置の中に基準の避雷針の機器が含まれていたかどうかですね。これは、あちこちでそういう結果が出ておるそうです。雷が落ちて機能がなくなると。だから、そういうことは、今ついていなければ今後どうするのかということですが、どうでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

幸い、今行っておる事業につきましては来年3月末の事業であります。今、事業期間中でございますので、再度、議員からの提案内容につきましては、業者または管理会社と協議をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○6番（井上正宣君）

今のところ、来年の3月ごろということで、よろしく願いをいたします。

もう一件ですが、16ページの国際交流費、これが全部没になっておりますが、29年度はどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、この減額のことについて御案内をさせていただきます。

こちらは、韓国大神中学校の皆さんがことし上峰町のほうに訪問したいという御提案があつておりましたので、当初予算の中でも組ませていただいておりますが、熊本地震等によりキャンセルをされました。また、日程調整をされておりましたが、こちらの受け入れ態勢等もできず、今回の訪日についてはかなわなかったということで減額をさせていただいたものでございます。

こちらは中学校の日韓交流の予算でございますので、次につきましては、例年どおり進めさせていただきたいと思っております。来年は上峰町のほうへ受け入れをする年度になってまいります。

以上、よろしく願いをいたします。

○6番（井上正宣君）

中学校のほうはそういう形で結構だと思いますが、友好都市提携の驪州市との交流ですが、向こうからもしおいでいただくという、そういう予定は考えていますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

一般質問の答弁の中でも触れましたが、来年度、お迎えをする方向で調整をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

それは29年度予算で計上されるわけですね。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

29年度予算で計上するようになると思いますが、それが当初予算に計上できるのか、それとも政策的な経費なので6月以降になるのか、その辺は財政課とも調整をして、しかるべき時期に計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

もしはっきり向こうの方を招待したいということであれば、実は私、2月、向こうに行く

んですよ。そして、そういう気持ちなら、ちゃんと向こうにもお伝えをしたいと。個人的に行きますから、そういうことで間違いがなければおつなぎをしたいと思っておりますが、どうですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

これからお迎えするにしても、どの時期に、また、どういう形態での受け入れが望ましいのか、町としても驪州市の事務方を通じて調整を今行っておりますので、2月までにそういったことが固まれば、議員のほうにもお力添えをいただきたいと思っておりますが、片や、ソウル在住の通訳の方もいらっしゃるので、基本的にはそちらのほうを通じてというふうには思っております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

今年度みたいに後から後からでは間に合いませんから、早目に手を打って段取りよく持っていけないと、向こうのほうも気持ちが悪かったんだと思っておりますが、そこら辺はどういうふうに感じていますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

確かにおっしゃるとおり、韓国の会計年度は1月から12月ということで日本とはちょっと違いますが、来年度お迎えをしたいという意向は内々、さっき申し上げたソウル在住の通訳の方、コーディネーターの方を通じてそういう意向は伝えておりますので、あと正式にどういった時期に、どういった形態というのが決まれば、なるべく早く招待状なりを発出したいと、このように考えております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

それに関連ですが、日韓カラオケの件についてですが、教育長、日韓カラオケ大会は3月ごろから言っていましたね。そして、その手順に間違いはなかったですかね、お尋ねいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

確かに、町の文化協会の役員の皆様方には3月前、2月ぐらいからのいろんな事業補助の話もありましたものですから、それで文化協会の発展というような形で取り組んでいただくと同時に、そういう日韓交流、草の根交流といいましょうか、自分たちから国際文化を取り組んではということで御案内をして、一生懸命、文化協会の役員の方々は取り組んでいただきましたけれども、県のほうから補助金対象とはちょっと難しいということから、今度は町のほうにシフトして、いろいろ御相談をしていって、その流れの中で市長さん、議員さん、その招待という形になってきたという流れでございまして、町の文化協会の役員の方々は本当に真剣にカラオケ大会、町民文化祭の演芸種目の中での日韓交流カラオケ大会という

のは、たしか5月にお話をして、7月の第1回実行委員会からずっと進んできていたところ
でございますけれども、向こうからの返事がなかなか届かなかったと。日本においでいた
くという、来ますよという返事がなかった。それが10月になってしまったということでござ
いまして、文化協会の動きの中ではしっかりと対応していただいていたと思っております。

○6番（井上正宣君）

この件については、再三、私は教育長にも申し上げて、早く連絡をとって、早く決めたほ
うがいいですよと言っていましたけれども、延び延びになって、いざ近くなって、看板もつ
くって、やる段になったら向こうからキャンセルが来たと。

やはり何でも早く取りかかって、それが確定してからやるべきじゃなかったかなと思っ
ておりますが、向こうも事情があるわけですから、向こうの事情は早く酌み取りながら、こち
らで準備するのが妥当じゃないかと思うんですが、私が教育長に言ったのは、教育長自身が
向こうに行って、日帰りでもいいでしょうけれども、決めてくればいいじゃないですかと私
は言いましたが、やっぱり自分のやる気があるかないかだと思うんです。

私も先般からいろいろ言っていますが、30代のときに向こうの剣道選手団を25名招請しま
したよ。いろんな苦難がありました。だが、そういうやる気が一つの交流の基本であって、
後から後からと言いつたら何もできないと思うんです。その辺、どういうふうにお考えで
すか。

○教育長（矢動丸壽之君）

非常にありがたいお言葉でありますけれども、これは私は官の主導ということも確かにあ
りましょうけれども、やはり文化交流ですから、そういう文化団体とのお話の援助というよ
うな、お手伝いというふうな感じで思っておりました。

それを初めのところでは、官も一緒になって少ししないと動かないというようなこともご
ざいましょうけれども、教育長が行って、さあこれをしますよと、そういうことよりも、民
間のところでお話がどんどん進んでいくことが私は一番望ましい交流のあり方かなと思っ
ております。

絶対しないということではありませんけれども、そういうふうな気持ちの発露が私は大事
じゃないかなというふうに思っております。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。本日の会議は、議事の都合によって延長したいと思います。皆さん御
異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することは決定されました。

○6番（井上正宣君）

続けて質問させていただきますが、とにかくことしの反省を踏まえて、来年度、29年度、日韓カラオケ大会を開催する予定はありますか。

○町長（武廣勇平君）

日韓カラオケ大会につきましては、先日、一般質問でも申し上げましたが、井上議員が韓国剣友会、ソウル市内の剣道のお仲間の方々と企画されたと私は記憶しています。

その中で、確かに上峰町と韓国との交流というのは、驪州市との交流の以前に佐賀県との交流、そして、韓国剣友会の方々と交流が実は一番最初の起点だったということを知りまして、そういう国際交流の深みを持たすという趣旨で韓国剣友会の方々が来るような、カラオケ大会という形で来ていただいて交流を深めるような、例えば文化協会だったり、井上議員のお仲間のサークルの方々であったり企画していただくことであれば、地域づくり補助金が使えますということですとお伝えしてきたはずでございます。

ところが、驪州市との交流でカラオケ大会にかわったということを知りまして、ちょっと私ものけぞったわけでありまして、町主導で何かカラオケ大会をするような話にだんだん変わっていったので、先ほどからお聞きしておいて、役所がやるかどうかということではなく、これは地域の活性化、例えば、団体の活性化のための地域づくり補助金というメニューを用意しておりますので、その中でやる気のある団体、そういう交流を深めてより会員を獲得しようとか、より地域伝統とか文化とか、そういう長い歴史について振り返ってみようというような思いをお持ちの方々が使える補助金を用意しておりますので、まさに井上議員がそういうふうにお思いであれば、そういうお仲間の方々と地域づくり補助金を申請されて、お迎えになれる段取りをぜひつくっていただくようなことが望ましいと、教育長もそういうふうにおっしゃっていると思っております。

○6番（井上正宣君）

今、町長のほうから剣道のほうからというお話がっておりますが、私は文化交流の突破口として、驪州市との文化交流を盛んにするために教育委員会が受諾したと思うんですよ。そして、文化協会の文化祭の中で挿入していただくと。剣道交流は、別にカラオケしなくてもしてもいいんですよ。歌える人はいますから、それは文化協会のほうで掌握できなかったときには、その人たちがかわりにやってもいいんですよけれども、本流は驪州市ですから、友好都市提携を結んでいる驪州市との文化交流をこれから盛んにしたらどうですかということから始まっているんですから、究極、いざというときには、それは剣道連盟の向こうの方たちをお呼びしてもいいわけですが、要は、一番最初からそういう教育委員会でやると決めたときには、やっぱり向こうとの連携はうまくとらないとだめですよ。いつまでたっても決まらないですから。

だから、今度29年度、もしそういうふうにとると、文化協会を中心としてやるという気持ちがおありだったら、私、今度行って言いますよ、驪州市で。そこら辺はどうですか。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと私がつつきみたいになっていますが、昨年2月、一緒に行ったじゃないですか、ソウル市内に。そこで韓国剣友会の方々からカラオケ大会を持ちかけられましたよね。CDまで渡されて、韓国交流ということでカラオケ大会をやりましょうというところが始まりだったはずですよ。それで、3月の議会で議員から御提案があったと。当然、私は韓国の剣道連盟の方々を中心となって言われたことを思い出しましたので、驪州市との交流とは思っていませんでした。ところが、今言われたのは、韓国剣友会の方々とは違う驪州市との交流だということ言われていますけれども、初めからそういう話ではなかったはずですよ。

驪州市との交流でカラオケ大会をやるという提案に対しては、なぜカラオケ大会なのかを逆にお聞きしたいところでありまして、先ほどから申し上げていますように、カラオケをするにしても、驪州市との交流をするにしても、これまでは毎年毎年こちら側から行っていた活動、町長とか執行部、そして議員の皆様方から毎年半分ずつ行っていたというところを改めまして、ことしからは、こちらから行く年もあれば翌年度は向こうから来ていただくという形にするんですけれども、その際は民間交流を視点を置いて、視野に入れながら、民間の方々、町民の多くの住民の皆様方の国際化を図るためにも地域づくり補助金を活用していただきたいという思いを持っております。

○6番（井上正宣君）

町長が、向こうの剣道連盟のほうの中から案が出たというのは誤解です。その以前に驪州市との交流の中から、通訳のチョウ・ヤンスン氏が驪州市とのカラオケ大会をしたらどうかという案があったのが一番最初です。そして、私が剣道連盟に投げかけたら、もし足りない場合は私たちも中に入ってもいいですよというお考えをいただきましたけれども、そういうことですので、最初から剣道連盟の案じゃないんです。その前は驪州市です。

○町長（武廣勇平君）

井上議員の中では、初めのきっかけは驪州市だったと。その後、私と同行して、この3月議会で話した内容は剣友会の話が中心だったはずですよけれども、そのときも井上議員の頭の中には驪州市との交流を想定されていたということでしょうか。

理解しましたが、当然驪州市との交流で、先ほど私が申し上げたように、なぜカラオケ大会なのかというような視点とか、あるいは今後、先日も申し上げましたように、驪州市との交流も一方的にこちら側が行くだけでなく、向こうから来ていただくようなことも求められておりますし、その際には、我々が行く際にも民間の地域住民の皆様方の国際化の観点から、住民の皆様方に行っていただくような仕組みづくりとして地域づくり補助金がございますので、そういう熱意のある方がいらっしゃれば、ぜひ御活用いただきたいと。もしなければ、その際はそのときに考えたいというふうに思います。

○6番（井上正宣君）

ここで皆さんに知っていただきたいのは、日本国民より韓国の国民のほうがはるかに歌が好きなんです。だから、驪州市とのそういうカラオケを通じて交流を始めたら、もっと今以上に交流が盛んになるだろうと、そういう気持ちから私は発言をいたしておりますので、そこら辺は御了解をいただきたいと思えます。

もし来年もやると、そういう気持ちをお持ちでしたら、私も微力ながら力になっていきたいと思っておりますので、どうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

だから、何度も申し上げますように、地域づくり補助金の活用をお願いしたいというふうに思えます。

何か教育委員会が主催するイベントとしてということではなく、先ほどからちらほらお聞きしますと文化協会の名前が出ていますが、文化協会さんは教育委員会の何というんですかね、方向性に従って動いていただけるような団体ではなくて、文化協会は独立された団体でありますから、まさに文化協会の方々がそういう思いをお持ちで日韓カラオケ大会という企画をされれば、地域づくり補助金を活用すれば予算は捻出できるというふうに思えますので、その点は働きかけをなさいということでおっしゃるのか、教育委員会としてやりなさいと言われているのかというふうに考えますと、井上さんの御質疑は教育委員会主催でやりなさいというふうに聞こえますが、教育委員会としましては、文化団体の熱意をバックアップしていきたいというような答弁になっているかと思っております。

教育委員会のお立場をぜひ理解していただいて、地域づくり補助金のPRに努めていくと言っておりますので、井上議員もぜひそういう団体がございましたら、地域づくり補助金の活用を促していただければというふうに思えます。

○6番（井上正宣君）

私は、文化協会は教育委員会の所管の中に入っていますから——文化協会は教育委員会の所管に入っているわけでしょう。体育協会も文化協会も入っているわけでしょう。独立じゃないわけでしょう。

○町長（武廣勇平君）

文化に関することを所管している教育委員会であると思えます。文化協会は文化協会長を中心として意思決定をされると思えます。そこをお願いすることはできても、命令すること、指示することはできませんので、そういうことで御理解いただければと思えますが。

○6番（井上正宣君）

公民館が事務局になっているわけでしょう。

○町長（武廣勇平君）

会長が意思決定の主体です。私はそれが言いたいんです。だから、教育委員会が指示をして、文化協会が従うという関係ではなく、文化協会独立の意思決定、事務局に入っていよう

が何だろうが、会長をもとに判断がなされるはずですが。そこをお願いすることはできても、指示したり命令したりすることはできませんので、その点を申し上げているわけです。

よって、教育委員会が主催で文化協会に指示すればこの日韓カラオケ大会が成功できるかということではなく、教育委員会としては地域づくり補助金等を活用していただくように促していくことが適当かと思えます。

○6番（井上正宣君）

私は、カラオケ大会云々じゃなくて、それをもとに文化交流の突破口になりはしないかということで考えているわけですから、あくまでもカラオケ大会にこだわっているわけじゃないわけです。だから、そこら辺を教育委員会としてどう捉えるのか。文化協会は文化協会、体育協会は体育協会、そういう捉え方です。

だから、その上の向こうとの交流をどうするかということについては、連絡かれこれを教育委員会のほうでしていいんじゃないかと。実際にやる段階になれば協会のほうでやられるわけですから、そこまでの段取りをどういうふうに考えておられるのかということです。

○町長（武廣勇平君）

これは随分ね——もちろん大事なことですよ、文化交流は。これは予算の議案審議と随分外れていますよね。日韓カラオケ大会の予算はございませんし、国際交流も学校の子供たちの交流事業から関連して派生していますけど、長時間たっております。とても大事なことだと思います、文化交流についてはですね。カラオケ大会についても、教育長も私も否定するものではございません。

ただ、教育委員会が主導して全て物事がずっと動いていくようなものでもないし、それは団体を尊重してお伺いを立てていくということについては、教育長は協力されるものだと理解しております。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。（「議長、また関連」と呼ぶ者あり）

○6番（井上正宣君）

町長はいろいろ言われておりますけれども、教育長は教育委員会としてどのようにお考えなのか、お尋ねをします。

○教育長（矢動丸壽之君）

教育委員会の一人として話をさせていただきますと、先ほどから言いますように、これは民間交流ですので、そういう主体的な団体のほうで、今、町長から言っていただいていますけれども、地域づくりのそういうふうなことでやっていきたいという団体が出ていただいて、申請されて、そのときに手助けをしていくといいでしょうか、一緒にやっていくということのつもりです。

文化協会も、ことしも自分たちは園芸発表会と、そのステージの提供というふうな考えに

なっておられまして、主体的に動いていくというよりも、一緒になってカラオケ大会ができたという感じのものでございました。そういうところの、本当にやっていくという姿勢というのをこれからどんどんつくり上げていくといいでしょうか、モチベーションを高めていただくようなことをする、そのことはやぶさかでないわけで、これを私ども教育委員会でやるから、さあ行こうということではなくて、やる気を起こしていただけるようなこういうことについて、地域づくり補助事業などに名乗りを上げていただけるようなことを考えていかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

それでは、一応主導はしなくて、もしそういう文化協会等で段取りはやりなさいと、あと決まったら後でバックアップしますよというお気持ちでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

私がお話をしているのは、ことしの2月、3月のときも県からの補助の話がありましたので、こういうのがあります、どうでしょうかということでおいでいただいて、会長さん、副会長さんたちと話をしながら、じゃ、計画はどうしましょうかというふうに持っていつているわけで、これは私が——私というか、教育委員会でこういう立案をして、こんなにするから文化協会はしていつてくださいということではなくて、そういう話をして、主体的な原稿づくりなども文化協会の方にさせていただいているという形でございます。そういうふうな形でのいろんなお手伝いといいでしょうか、一緒になって文化交流をできたらいいですねということを進めているわけでございます。

だから、主体的にさせていただく、それはそういう団体の方でやるというふうに考えております。だから、そういう地域づくり補助金の申請に名乗りを上げていただく、そういう人たちをしっかりと大事にしていきたいというふうに思っております。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（漆原悦子君）

18ページの3. 文化財保護費のところの用地購入費ですけれども、ここで12,555千円上がっているんですけれども、米多浮立の会場周辺の用地交流費となっておりますが、老松さんのところ、米多浮立があるのは、今年度じゃなくて来年度の10月ですね。2年に1回しかありませんけれども、それとあわせて地区の避難場所というふうな話も出ておりましたが、何で今、早急に——新年度でもよさそうなのに何で補正なのか、何でそうなったのかというのはわかりますか。それと、管理はどこでされるのか、この用地を購入した後。

○町長（武廣勇平君）

これも、さっきから文化課のほうから明確な答弁がなくて、議員の皆様方には大変御迷惑

をおかけしているかもしれませんが、私が把握しているのは、今年度、未来スイッチ交付金を活用して、米多浮立保存会は県道神埼北茂安線沿いに看板を設置することになっていると聞いております。

その用地として適切なのがあの場所だということで、保存計画によりますと、あそこを公有化していくという流れになっておりますが、看板設置は3月31日までにしなきゃいけないというような状況に現在あるということで、できれば用地購入を早急をお願いしたいという旨で最初お聞きしたところでございました。

用地の管理の状況については、文化課長から答弁させます。

○文化課長（原田大介君）

購入後の用地の管理につきましては、保存会のほうにお願いをしたいと考えております。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

19ページをお願いします。

先ほど教育費の保健体育費の修繕料ということで中央公園のスピーカーの関係が出ましたが、吉田局長の話では、スピーカーに関しては700千円と、273千円はまた別のものだったという話でしたが、これはほかの同僚議員からもありますように、予算を一生懸命審議しているわけですから、こういう間違いをしちゃならんですよ。

それで、先ほど273千円についてもちょこちょこっと説明されたけれども、まだ皆さんよくわかっていないと思うからね、もう一遍きちんと説明してください。今後、こういうことがないように注意してくださいよ。これまでも、初めてじゃないですよ。何回もあっていますよ。金額が小さいからと言われればそれまでばってんですね、あっちゃならないこと。今後ぜひ注意して、きちんと整理をしてやってください。じゃ、説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大変申しわけございませんでした。礎議員の御質問のときに、私、この予算を中央公園のスピーカーのみで御案内をさせていただきました。再度訂正しながら、御案内をさせていただきます。

まず、中央公園のスピーカーにつきましては、先ほど井上議員のときにも御案内しましたとおり、スピーカー6台で700千円でございます。

先ほど大川議員のほうから御案内いただきました273千円につきまして御案内させていただきます。

こちらは、小学校のグラウンドに、体育館のすぐ東側にコンクリートの柱が7本立っております。サッカーゴールの横に防球ネットを張っております。その支えておりますコンクリート柱に防護マットを7本巻いておるんですが、それが古くなってしまい、コンクリート

の柱がむき出しになっておる現状があります。そこの防護マットの交換として、防護マット7枚分、273千円を計上させていただいております。

大変申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（原田 希君）

16ページ、また済みません。学校給食の関係なんですけど、お弁当のところは対象外ということで言われていました。そのほか、対象外となるケースはあるのかどうか。また、要保護、準要保護に該当される方々はどうなるのか。その他、何らかの形で給食費の補助を受けている方も含めてどういう対応をされるのか。それから、毎年これは申請をしなきゃいけないものなのか、そこをお尋ねいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

1番目の対象といいましょうか、以外の方、例えば、校区外通学で隣の町からうちにおいでになっている子供さんがおられます。この方は町内在住ではございませんので、実費をいただくということになります。御理解いただきたいと思います。

それから、毎年かということでございます。これは申請制度でございますので、一度したからということで、その年々の学校給食費についてでございますので、それを口座名義に委任をしていただくこととなりますので、とっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、例えば、町内におられる方でも準要保護とか生活保護をいただいております家庭の子供さんもおられます。この方は、もう既に学校給食費は補助していただいておりますので、この方は自動的に今回の学校給食のための補助金からは外れていただきますということでございます。

それから、補助金交付申請の委任につきましては、小学校の校長先生をお願いすることになります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（原田 希君）

毎年申請ということで、今回の補正予算は来年1月からということになっていますが、もしこれが通った場合に1月から対象者の皆さんは申請に間に合うものかなとちょっと疑問に思っていますが、その辺のお考えと、要保護、準要保護に該当される方はこれまでと変わらないということによろしいのか、再度確認をお願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

早速、最後の準要保護、それから生活保護の方、その方たちは今までどおりになっていく。

今度1月からのをもし認めていただければ、きちっと流れは、1月に住民の皆さん方にPRをホームページなど、あるいは広報でして、2月、3月という形でもうスケジュールは一応立てているところでございますので、間に合うように運営をしていくつもりでございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第59号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第60号

○議長（寺崎太彦君）

日程第9. 議案審議。

議案第60号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第60号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第61号

○議長（寺崎太彦君）

日程第10. 議案審議。

議案第61号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第61号の質疑を終結いたします。

日程第11 諮問第1号

○議長（寺崎太彦君）

日程第11. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、諮問第1号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第62号

○議長（寺崎太彦君）

日程第12. 議案審議。

議案第62号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

質問に入る前に一つ確認をさせていただきたいと思いますが、実は私はさきの議会で、本会議で議員に議員が直接質問するぎいかんということで大変なお叱りをいただいたんですが、議員必携の質疑のところでは、提出者に対して行うのであるから、議員から提出されたものはその議員に対してすることになるというふうなことが明記されておりますが、今回の場合、提案者である漆原議員のほうに質問してもいいのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は提出者だと思います。（「議長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

この案件につきましては、今、吉田議員言われるように、議員が議員に質問するということと別問題ですもんね。提案をされた以降、質問はできます。そこがちょっと勘違いされているんじゃないでしょうか。

本議会で、例えば、AさんからBさんに質問はできませんよ。しかし、この案件につきましては、今、漆原議員になっていますが、提案をされて、議長の進行のもと、質疑ありませんかと、こういう流れになりますので、そのときは質疑は結構だと僕は思っています。そういう流れになるであろうと思いますので、今ここですということはできないと思います。

○町長（武廣勇平君）

この案件については、私も質問ができるんでしょうか。

○議長（寺崎太彦君）

できないそうです。これは議員さんから提案者に質問ということで。

○町長（武廣勇平君）

議案第62号となっているんですけど。

○議長（寺崎太彦君）

ああ、問題はないそうです。（288ページで訂正）

○町長（武廣勇平君）

————— [発 言 取 り 消 し] —————

○5番（漆原悦子君）

○町長（武廣勇平君）

○5番（漆原悦子君）

○町長（武廣勇平君）

○5番（漆原悦子君）

————— [発 言 取 り 消 し] —————

○町長（武廣勇平君）

○5番（漆原悦子君）

○町長（武廣勇平君）

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。議案審議の途中ですが、ここで暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。暫時休憩いたします。休憩。

午後5時29分 休憩

午後6時20分 再開

○議長（寺崎太彦君）

休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど私から、町長から発言ができると言いましたが、確認したら発言ができませんでした。この場をかりて訂正したいと思います。

お諮りいたします。ただいま武廣町長から、ただいまの議案第62号の議案審議の発言の取

り消しをしたいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○町長（武廣勇平君）

大変私の不勉強、浅学非才の私の至らなさに議会の皆様方に御迷惑をかけたしたことをおわび申し上げます。

日程第12. 議案第62号に関しまして、議長から発言の許可を受けたことに乗じ、質問を提案者の方にさせていただいたわけですが、この議案第62号に関連する一切の私の発言について削除をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお取り計らいいただきたいと思っております。

○議長（寺崎太彦君）

武廣町長からの発言の取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。武廣町長からの発言の取り消しは許可することに決定いたしました。次に進みます。

お諮りいたします。ただいま漆原議員から、ただいまの議案第62号の議案審議の発言の取り消しをしたいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○5番（漆原悦子君）

日程第12. 議案第62号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の中で、町長とのやりとりの削除をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

漆原議員からの発言の取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。漆原議員からの発言の取り消しは許可することに決定いたしました。次へ進みます。

議案第62号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

提出者の方にお尋ねをしたいというふうに思います。

昨日からマスコミで報道されました内容を見ますと、執行部を通さずに議員提案をしたということでございます。

私は、当然執行部のほうと町長のほうに話をつないで、この議案第62号が提出されたというふうに理解をしておりましたけれども、マスコミ報道によりますと、町長のコメントもありますけれども、全くこの件については協議がなかったというコメントがありますけれども、まず、提出者の方にこのことの協議をなされていたかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○5番（漆原悦子君）

この件については、10月の全員協議会の中で全員で協議をして決めたことであって、議長招集でありましたので、その場で決定したものです。したがって、決定した部分は、私ではなく議長及び事務局から提出されるものと思っております。

○4番（碓 勝征君）

全協のことも、私は最初の全協は欠席しておりました。2回目ということで出席しておりましたけれども、いずれにいたしましても、この案件につきましては、いわゆる予算が伴うものということでございますので、地方自治法の第112条の1項に議員の提出権はちゃんと認められておるわけですね。ただし、予算が伴う場合についてはこの限りでないということでございますので、この費用弁償、いわゆる報酬、費用弁償関係につきましては、変更する場合は当然執行部よりの予算の配当等が伴いますので、これは提案すべきでないような形式になると思うわけですよ。

そこら付近で、今、提出者のほうからは全員で決めたということの発言なり、事務局のほうに手続等々は任せておいたということであるようでございますけれども、私たち議員は、もちろん話し合いの場で取りまとめは誰か代表者で当然やるべきということで、今回は総務厚生委員長である漆原議員ということになっているようでございますけれども、法的にいけますと、この費用弁償関係につきましては、当然町長と執行部との協議というのはやらなければならないということ、やっていないということであれば、この費用弁償の議員提案というのはおかしいと私は思うわけでございますけれども、どうなんでしょうか。

○6番（井上正宣君）

今いろいろ意見が出ておりますけど、こういう問題というのは、お互いに全員協議会などを通じて意思の疎通を図ることが一番大事で、双方ともそういう意識を持ったほうがいいと思うんです。

ただいまのような意見は、漆原議員が提出者でございますし、漆原議員の責任だけでもな

い、全員が責任を負うべきだと思っております。だから、全員協議会を通して意思の疎通があれば、こういう問題は起きないんですよ。それだけやらなかったということが一番の原因です。今後よろしく申し上げますよ。

○4番（碓 勝征君）

形としては、これは提出者の方にある程度決断なり、その辺の手続の思いを述べてもらわなければいけないと思うわけですね。

私が申し上げたいのは、この提案につきましては、112条の第1項、提案権はございますけれども、ただし、予算が伴うものについては正式に執行部と協議をしなければならない案件でございますので、私は当然執行部と話ができておったという理解をしておりましてけれども、この報道の中身を見ますと、町長のコメントもありますように、町長のほうに届いていなかったということが出ております。

私は、この件につきましては、はっきり申し上げて提案すべきではなかった案件じゃないかということをお願いしたい。予算が伴うということでございますので、この案件については、私は費用弁償につきましてはの取り扱いを理解しております。しかし、町長が知らなかったということは、議会運営委員会にも出席はされていなかったと言わざるを得んわけですね。しかも、こういう費用弁償等々を――報酬も含めてですけども、扱う場合は、特別報酬審議委員会に諮るべきじゃないかということも申し上げたいし、この取り扱い、確かに16年から半額になって廃止ということですとずっと来ておりますので、費用弁償の取り扱いについてはもちろん理解はいたしております。

しかし、他の各種委員会もそれぞれございますので、それら等々の取り扱いをまずしてから議員の費用弁償の取り扱いをしてもよかったんじゃないかなという私の意見でございますけれども、そういう質問を提出者のほうに申し上げたい。

提出者のほうを責めているんじゃないですね。手続上の問題がありということをおし申し上げたいということでございますので、このことについては、もちろん提出者の方も私たちを含めて、今後の取り扱いについてはしっかりと議論すべきじゃないかなということを提出者に申し上げておきます。

○7番（吉富 隆君）

本当に町長を初め執行部の方々には、議会の手落ちで迷惑をかけたことを深くおわびしなければならぬというふうに私は思っております。

提案そのものは法律で認めてあるので、これはできます。しかしながら、この案件については予算が伴いますので、やっぱり議案書は議会が始まる前にきちっと町長に出さなきゃいけない。これが筋道であって、また、予算とこの案件とは別に考えるべきである。別ものがあります。町長が権限を持っていますよ、予算は。だから、町長がこれだめよというと、議会を通っても予算はつかないということになると僕は判断しています。

しかしながら、町長ももう8年もやっているからわからん男ではない。これは議会のミスですよね。局長、議長、しっかりせんばいかん。総務厚生委員長が提案者というのは、所管がこの案件は総務厚生常任委員会であるというようなことで総務厚生委員長にお願いしたので、責任はないとは僕は言いません。これは全員一致で全協で決まったことですもんね。だから、こういうミスが今後ないようなことで議会としてもしっかりと検証していく。そして、行政とすり合わせをしていく。今後においてはそうあるべきだと思います。

この件については、私は責任追及したいところですよ、議長、局長は。執行長は町長しかいないんだからね。そこまでは僕も考えませんが、今後については、議長、副議長、局長というのは、日々しっかりとした議論をしていく、大事なことであろうと僕は思っています。

そういう意見を述べて、私の考え方なりの説明にかえさせていただきたいというふうに思っています。

○4番（碓 勝征君）

もう一点申し上げたいと思いますけれども、いわゆる議員からの提案、これにつきましては、発議ということで、これは運営基準の中にも、会議規則にも14条にきちっと書いてあります。議員が提案するときには、発議ということで取り扱いをすべきと。以前は議案で出したという経緯もお話があったようでございますけれども、議員が地方自治法112条の1項で議員が提案する場合におきましては、発議第何号ということできちんと整理しなければならないということも一つございます。

議案第62号で付したことで、これは執行部が理解しておるんじゃないかなろうかというふうな捉え方がされることがあると思いますので、以前はそういう形で議案第何号ということで出されたことでございますけれども、会議規則によりますと、発議ということがきちっと書いてありますので、これは今後、私たちを含めてそういうふうにするべきであるというふうに思います。

○7番（吉富 隆君）

ただいま碓議員さんの関連でございますが、当然発議が正解であります。しかしながら、本当に振り返ってみますと、上峰町自体が財政困難の時期に、費用弁償というのはそのときから2千円ありましたんですけれども、私たち議員報酬まで20%カットをしてまいりました。そういうことも視野に入れていかざるを得ない。だから、議員の皆さんは、もうもとに戻してもいいんじゃないかなろうかというようなことで議案提案がなされました。

これも議会のミスであって、今後についてはこういったこともきちっとした形で、これは議長さん、局長さん、しっかりしてもらわんばいかん。そうですよ。だから、そういったことも含めて、やはり我々10人の議員も反省をしなくちゃならない。これは肝に相互いが銘じて、相互いが議論し合って、そして方向性を出していくということが大事なことであろうと

思います。

本当にメディアさんがきちっと載せたので、それを町民の皆さんは信用されるんですよ。議会の中身は町民の皆さんわかりません。だから、そういったこともきちっと受けとめて、行政にも迷惑をかからないようにやる。もっともっと早く全協なりを開いていただいて、そして、こういった提案をするときには、きちっと町長のほうまで書類が届くようにしなければならない。大いに反省を議員10人はしなくてはならないと僕は思っています。

今後については、きちっとした形で意見を述べさせていただきますので、大変行政の方には御迷惑かけたことを深くおわびし、私の意見とさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

私もけさ新聞を見てびっくりしたんですが、新聞を見て、直ちに地方自治法なり議員必携を引っ張り出して確認をしました。

先ほど4番から出たように、地方自治法の112条1項に議員の提案権はありますが、予算を伴うものについてはこの限りにあらずという形で提案権を拒否されております。したがって、報道になってから初めて地方自治法を開いて勉強したもんですから、大変浅学非才で無知な私が言える言葉じゃないですけども、この提案はちょっとまずかったかなという気持ちがあります。

私の気持ちですけど、以上申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第62号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって、12月15日は休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、12月15日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 6 時 39 分 散会